

第3次霧島市男女共同参画計画(案)

令和4年12月時点

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
第2章 計画策定の背景	3
1 世界・日本・鹿児島県の動き	
2 霧島市の動き	
第3章 計画の基本的な考え方	9
1 基本理念	
2 基本目標	
3 重点課題	
4 施策の体系	
第4章 計画の内容	
重点課題1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革.....	14
重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進.....	20
重点課題3 一人ひとりがともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり.....	23
重点課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶.....	34
重点課題5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進.....	39
重点課題6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備.....	43
重点課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進.....	48
第5章 計画の推進	52
1 計画の推進体制	
2 計画の進行管理	

資料編

■ 諒問書、答申書、霧島市男女共同参画審議会委員名簿	56
■ 男女共同参画社会基本法	59
■ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	62
■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	67
■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	74
■ 霧島市男女共同参画推進条例	81
■ 霧島市男女共同参画推進連絡会議設置要綱	84
■ 霧島市DV被害者支援庁内連絡調整会議設置要綱	85
■ DV被害者の霧島市営住宅への入居に関する要綱	86

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成 20(2008)年3月に、平成 20(2008)年度から平成 29(2017)年度の10 年間を計画期間とした「霧島市男女共同参画計画」を策定し、平成 22(2010)年3月には、県内市町村では初めてとなる「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

さらに、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「霧島市男女共同参画推進条例」を平成 24(2012)年4月1日に施行、平成 25(2013)年3月に「霧島市男女共同参画計画」の中間見直しによる「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」を策定しました。

また、平成 27(2015)年7月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されたことなどから、平成 30(2018)年度～令和4(2022)年度の5年間を計画期間とした「第2次霧島市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画計画の推進に向けた様々な取組を積極的に展開してきました。

これまでの取組により、男女共同参画に関する推進体制は整備されつつありますが、政策・方針決定過程における女性の参画は十分とはいえない、「社会通念、慣習・しきたりの中で不平等な点がある*」と感じる人が多く、性別による固定的な性別役割分担意識が残っていると言えます。このほか、新型コロナウイルス感染症により、パートタイム就労していた女性の収入が減り、経済的に苦しくなったほか、配偶者等からの暴力の問題など様々な課題が存在しており、男女共同参画の取組を一層加速させていく必要があります。

さらに、国においては第5次男女共同参画基本計画の中で、人口減少社会の本格化や未婚・単独世帯の増加、人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革などを課題として掲げたほか、令和元(2019)年5月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され、令和2(2020)年6月から順次施行されているほか、令和3(2021)年6月には「育児・介護休業法」が改正、令和4年4月から順次施行され、男性の育児休業取得の更なる促進が図られていることなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しており、これらに対応した取組も求められます。

このような状況等を踏まえ、令和5(2023)年度～令和9(2027)年度に向けて効果的に施策を展開するために、ここに「第3次霧島市男女共同参画計画」を策定するものです。

*社会通念、慣習・しきたりの中で不平等な点があると感じる市民の割合 58.5%

出典：令和3(2021)年度 霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項*及び霧島市男女共同参画推進条例第11条第1項*の規定に基づく、男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画の「重点課題3 一人ひとりがともに能力を発揮し希望できる働き方ができる環境づくり」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項*に基づく「市町村推進計画」に相当する「霧島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」です。
- (3) この計画の「重点課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶」のうち、「施策の方向(2)配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進」は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項*に基づく「市町村基本計画」に相当する「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」です。
- (4) この計画は、「第二次霧島市総合計画(後期基本計画)」に掲げる6つの政策のうち、「5 きょうどう 市民とつくる協働と連携のまちづくり」で示された「人権尊重・男女共同参画の推進と多文化共生」の施策体系に基づき、本市の関連計画との整合を図りながら、男女共同参画の推進を図るために個別具体的の計画です。
- (5) この計画は、霧島市男女共同参画審議会の答申、「令和3(2021)年度男女共同参画に関する市民意識調査」及びパブリックコメントにおける意見等の結果を踏まえて策定します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和5(2023)年度～令和9(2027)年度の5年間とします。

*男女共同参画社会基本法 第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

*霧島市男女共同参画推進条例 第11条第1項

市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

*配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第2条の3第3項

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第6条第2項

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

第2章 計画策定の背景

1 世界・国・鹿児島県の動き

(1) 世界・国・鹿児島県の動き

年	世 界	国	鹿児島県
昭和 50 年 (1975 年)	■国際婦人年世界会議「世界行動委計画」採択 1976 年から 10 年間を「国連婦人の 10 年」と決定	■婦人問題企画推進本部設置 ■婦人問題企画推進会議設置 ■婦人問題担当室設置	
昭和 52 年 (1977 年)		■「国内行動計画」策定 (S52～S61)	
昭和 54 年 (1979 年)	■国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約*」採択		■女性問題の窓口を青少年婦人課に設置
昭和 56 年 (1981 年)			■「鹿児島県婦人対策基本計画」策定
昭和 60 年 (1985 年)	■第3回世界女性会議(ナイロビ) 西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	■「男女雇用機会均等法」公布 (翌年施行) ■「女子差別撤廃条約」批准	■鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」を掲げる
昭和 62 年 (1987 年)		■「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
平成2年 (1990 年)			■「婦人政策室」設置
平成3年 (1991 年)		■「育児休業法」公布 (翌年施行)	■「鹿児島女性プラン 21」策定 (計画期間:H3～H12) ■「女性政策室」に改称
平成5年 (1993 年)	■世界人権回議「ウイーン宣言」採択 ■「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	■「パートタイム労働法」公布・施行	
平成6年 (1994 年)	■国際人口・開発会議 「カイロ宣言及び行動計画」採択	■総理府男女共同参画室設置 ■男女共同参画審議会設置 ■男女共同参画推進本部設置	
平成7年 (1995 年)	■第4回国連世界女性会議 「北京宣言及び行動綱領」採択	■「育児休業法」改正(介護休業制度を法制化 H11 から実施)	■鹿児島の男女の意識に関する調査実施
平成8年 (1996 年)		■男女共同参画ビジョン答申 ■男女共同参画 2000 年プラン策定	
平成 10 年 (1998 年)		■男女共同参画基本法について答申(男女共同参画審議会)	
平成 11 年 (1999 年)	■第 43 回国連婦人の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択	■「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ■「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進)	■「かごしまハーモニープラン」策定(計画期間:H11～H20) ■かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設置
平成 12 年 (2000 年)	■国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択	■「男女共同参画社会基本法」策定 ■「児童虐待防止法」公布・施行 ■「ストーカー規制法」公布・施行	
平成 13 年 (2001 年)		■内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布・施行	■「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称 ■「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布(翌年施行)
平成 15 年 (2003 年)		■女性のチャレンジ支援策の推進について男女共同参画推進本部決定 ■少子化社会対策基本法」公布(平成 17 年施行)	■青少年女性課と男女共同参画室を再編し、青少年男女共同参画課を設置 ■かごしま県民交流センター設立に併せ、男女共同参画センターを設置

年	世界	国	鹿児島県
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正・施行(保護命令対象者の元配偶者への拡充等) ■「育児・介護休業法」改正(翌年施行:休業制度の拡充) 	<ul style="list-style-type: none"> ■配偶者等からの暴力対策会議設置
平成 17 年 (2005 年)	■第 49 回国連婦人の地位委員会「北京 +10」(ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ■「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「支援者のための DV 被害者相談対応マニュアル」作成
平成 18 年 (2006 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「男女雇用機会均等法」改正(翌年施行:性別による差別禁止の範囲拡大等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ■男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定
平成 19 年 (2007 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(翌年施行:保護命令の制度の拡充等) ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ■「パートタイム労働法」改正(翌年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部(7か所)を配偶者暴力相談支援センターに指定 ■婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更
平成 20 年 (2008 年)	■女子差別撤廃条約に基づく日本の報告書に対する女子差別撤廃委員会の検討(ニューヨーク) 21 項目に関心事項・勧告	<ul style="list-style-type: none"> ■「次世代育成支援対策推進法」改正(翌年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:H20 ~ H24)
平成 21 年 (2009 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「育児・介護休業法」改正(翌年施行:短時間勤務制度導入の義務付け等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画室設置 ■「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定
平成 22 年 (2010 年)	■「国連『北京 +15』世界閣僚級会合」(ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ■「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定 	
平成 23 年 (2011 年)	■UNWomen(ジェンダー平等*と女性のエンパワメント*のための国連機関)正式発足		<ul style="list-style-type: none"> ■鹿児島の男女の意識に関する調査実施 ■鹿児島県男女共同参画計画中間評価 ■「支援者のための DV 被害者相談対応マニュアル」改定
平成 24 年 (2012 年)	■第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」採択	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画策定 ■子ども子育て関連3法成立 	
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(翌年施行:交際相手等の適用対象拡大) ■「ストーカー規制法」改正(翌年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:H25 ~ H29) ■鹿児島県男女共同参画基本計画総括評価
平成 26 年 (2014 年)	■第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」採択	<ul style="list-style-type: none"> ■「パートタイム労働法」改正(翌年施行) ■「次世代育成支援対策推進法」改正(翌年施行) 	
平成 27 年 (2015 年)	■「国連『北京 +20』世界閣僚級会合」(ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・翌年全面施行 ■「生活困窮者自立支援法」公布・施行 ■「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定 	

年	世界	国	鹿児島県
平成 28 年 (2016 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「育児・介護休業法」改正(翌年施行) ■「男女雇用機会均等法」改正(翌年施行) ■「ストーカー規制法」改正(翌年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画に関する県民意識調査実施 ■女性活躍推進法に関する企業実態調査実施 ■第2次鹿児島県男女共同参画企保計画中間評価 ■県初の女性副知事就任
平成 29 年 (2017 年)			<ul style="list-style-type: none"> ■「鹿児島県女性活躍推進計画」策定
平成 30 年 (2018 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:H30～H34)
令和元年 (2019 年)	■「男女平等に関するパリ宣言」 (G7 パリサミット)	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 	
令和2年 (2020 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定(性犯罪・性暴力対策の集中強化期間:R2～R4) ■「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定 	
令和3年 (2021 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画に関する県民意識調査実施 ■男女共同参画に関する企業実態調査実施
令和4年 (2022 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(AV出演被害防止・救済法)」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ■「生理の貧困支援促進事業」実施

(2) SDGs(持続可能な開発目標)への対応

「SDGs」とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」ための「2030 アジェンダ*」の略です。同アジェンダでは、前文において「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とエンパワメントを達成することを目指す」とうたわれています。そして、17のゴールのうち5番目に、「ジェンダー平等の実現と女性・児女の能力強化」が掲げられ、性別による差別をなくし、男女が平等に権利・機会・責任を分かち合える社会を作ること、女性が自ら主体的に行動することにより、状況を変える力をつけることを目標としています。そして、この「ジェンダー平等」と「女性のエンパワメント」は、持続可能な社会・経済・環境を目指す SDGs すべての目標の実現への基盤となり、不可欠なものとされています。

男女共同参画社会基本法第7条及び霧島市男女共同参画推進条例第3条第7号では、男女共同参画社会の形成は、国際協調の下に行わなければならぬとしています。本市では、国際社会の共通目標である SDGs を念頭に置きながら、男女共同参画の施策の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 ジェンダー平等を実現しよう



ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う

ターゲット

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除などあらゆる有害な慣行を撤廃する。

など、9つのターゲットを決めてこの指標に取り組むこととなっています。

*女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

昭和 54(1979)年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56(1981)年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

*ジェンダー平等

誰もが生まれ受けた性別に関わらず平等に権利、責任、機会を持つこと。

*エンパワメント

32 ページ脚注参照。

*アジェンダ

会議で議論する事項のまとめ。議題と目的、流れの把握が主目的。

2 霧島市の動き

■ 「男女共同参画係」の設置

平成 17(2005)年 11 月の合併と同時に、企画部企画振興課男女共同参画係を設置しました。その後、平成 19(2007)年4月に、企画部企画政策課男女共同参画推進グループに改称しました。その後、令和2(2020)年4月に、業務を市民課に移管、人権擁護推進グループと統合し、市民環境部市民課人権・男女共同参画グループと改称しました。

■ 「霧島市男女共同参画推進連絡会議」の設置

平成 17(2005)年 12 月に、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効率的推進を図るため、副市長を会長とし、関係部課長で構成する「霧島市男女共同参画推進連絡会議」を設置しました。また、男女共同参画に関する具体的な事項を審議するため、企画政策課長を会長とし、関係課長で構成する「霧島市男女共同参画推進連絡会議幹事会」を設置しました。

■ 「霧島市男女共同参画推進懇話会」、「霧島市男女共同参画審議会」の設置

平成 18(2006)年4月に、学識経験者及び公募市民等で構成する「霧島市男女共同参画推進懇話会」を設置し、平成 19(2007)年9月に「霧島市男女共同参画推進についての提言」を、平成 23(2011)年 10 月には「(仮称)霧島市男女共同参画推進条例に盛り込むべき事項について(提言)」を市長に提出しました。なお、同懇話会は「霧島市男女共同参画推進条例」の施行に伴い、地方自治法第 202 条の3第1項に基づく執行機関の付属機関である「霧島市男女共同参画審議会」に格上げされました。

■ 「第一次霧島市総合計画」における位置づけ

平成 20(2008)年3月に策定した「第一次霧島市総合計画」において、「共生・協働によるまちづくり」の政策の中で、「男女共同参画の推進」を一つの施策として位置づけています。

■ 「霧島市男女共同参画計画」

平成 20(2008)年3月に、「^{ひとひと}女と男が認め合い 支え合う 共に輝くまち」を基本理念に、4つの基本目標と8つの重点課題から構成される「霧島市男女共同参画計画」を策定しました。

■ 「霧島市 DV 被害者支援庁内連絡調整会議」

平成 20(2008)年12月に、配偶者からの暴力の被害者の保護に関し、迅速かつ円滑な連携を図るため、「霧島市 DV 被害者支援庁内連絡調整会議」を設置しました。

■ 「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」

平成 22(2010)年3月に、配偶者等からの暴力の防止と被害者の自立支援等に関する施策を総合的に推進するため「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

■ 「霧島市男女共同参画推進条例」の制定

男女共同参画を推進するための基本理念や、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた、「霧島市男女共同参画推進条例」を平成 24(2012)年4月1日に施行しました。

■ 「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」

平成 24(2012)年に施行した「霧島市男女共同参画推進条例」や社会情勢の変化に対応するため、平成 20(2008)年3月に策定した「霧島市男女共同参画計画」の中間見直しを実施し、平成 25(2013)年3月に4つの基本目標と9つの重点課題から構成される「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」を策定しました。なお、この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画に相当する「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」と一体的に策定しました。

■ 「第二次霧島市男女共同参画計画」

平成 30(2018)年に3月に7つの基本理念と2つの基本目標、7つの重点課題から構成される「第二次霧島市男女共同参画計画」を策定しました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画は「霧島市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定しています。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
(第3条第1号)

② 社会における制度又は慣行の影響についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
(第3条第2号)

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
(第3条第3号)

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家庭を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることができる環境整備に向けた社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
(第3条第4号)

⑤ 男女の性と生殖についての理解

男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意識が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。
(第3条第5号)

⑥ 教育や学習の場における配慮

社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。
(第3条第6号)

⑦ 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。
(第3条第7号)

2 基本目標

性別にかかわりなく、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、次の基本目標を設けます。

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

3 重点課題

第2次霧島市男女共同参画計画策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の7つの「重点課題」を設定します。

重点課題 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

重点課題 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

重点課題 3 一人ひとりがともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり

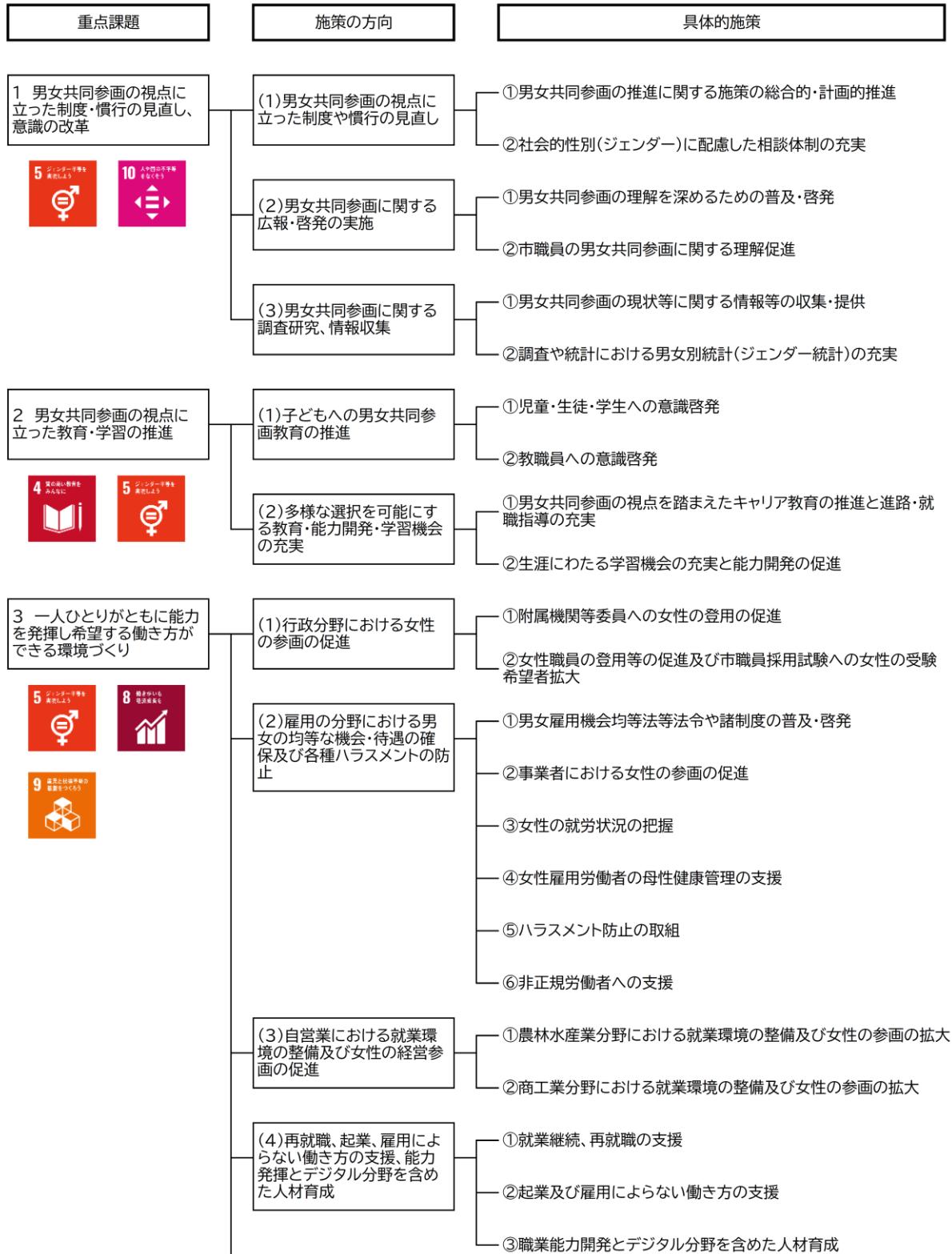
重点課題 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

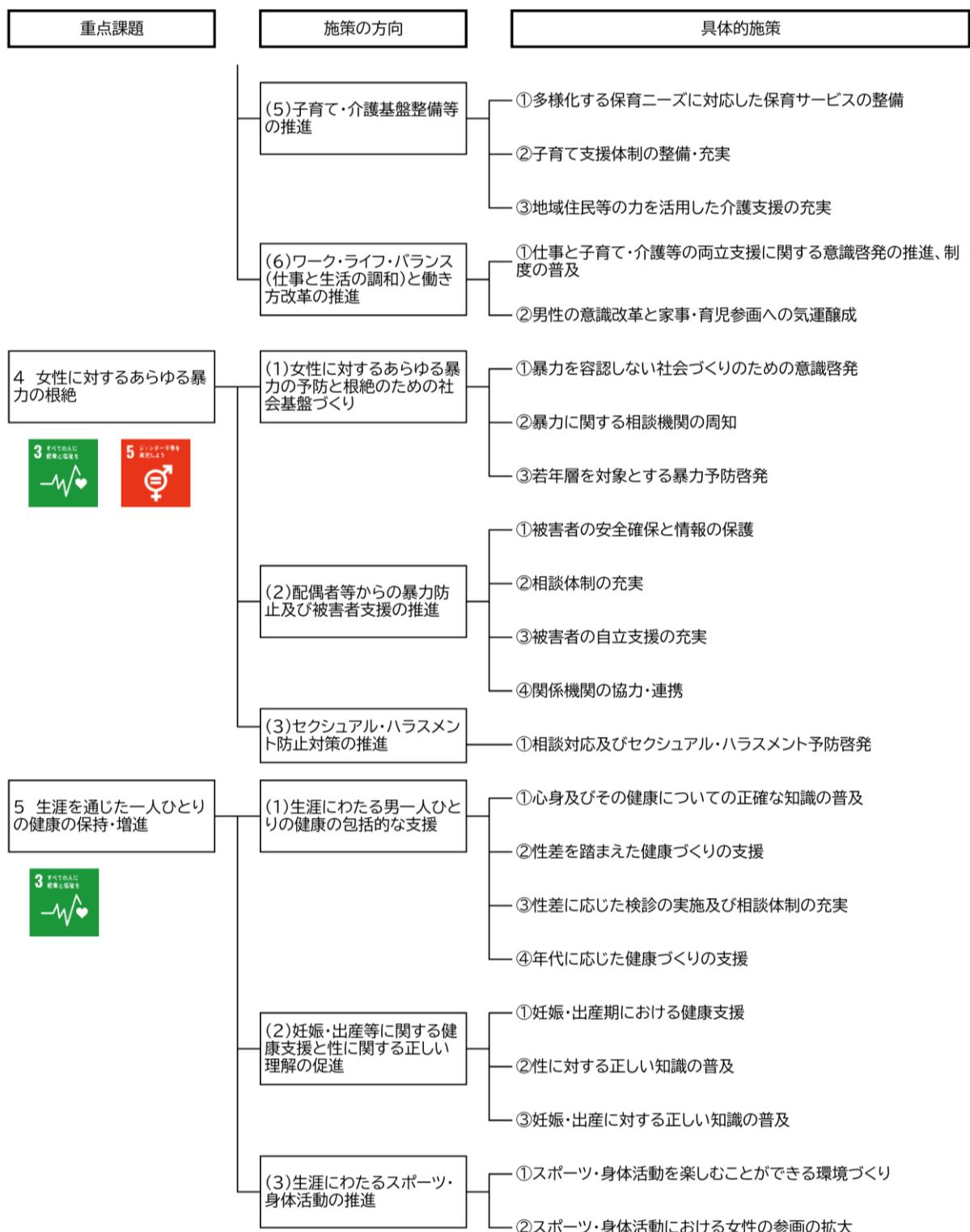
重点課題 5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

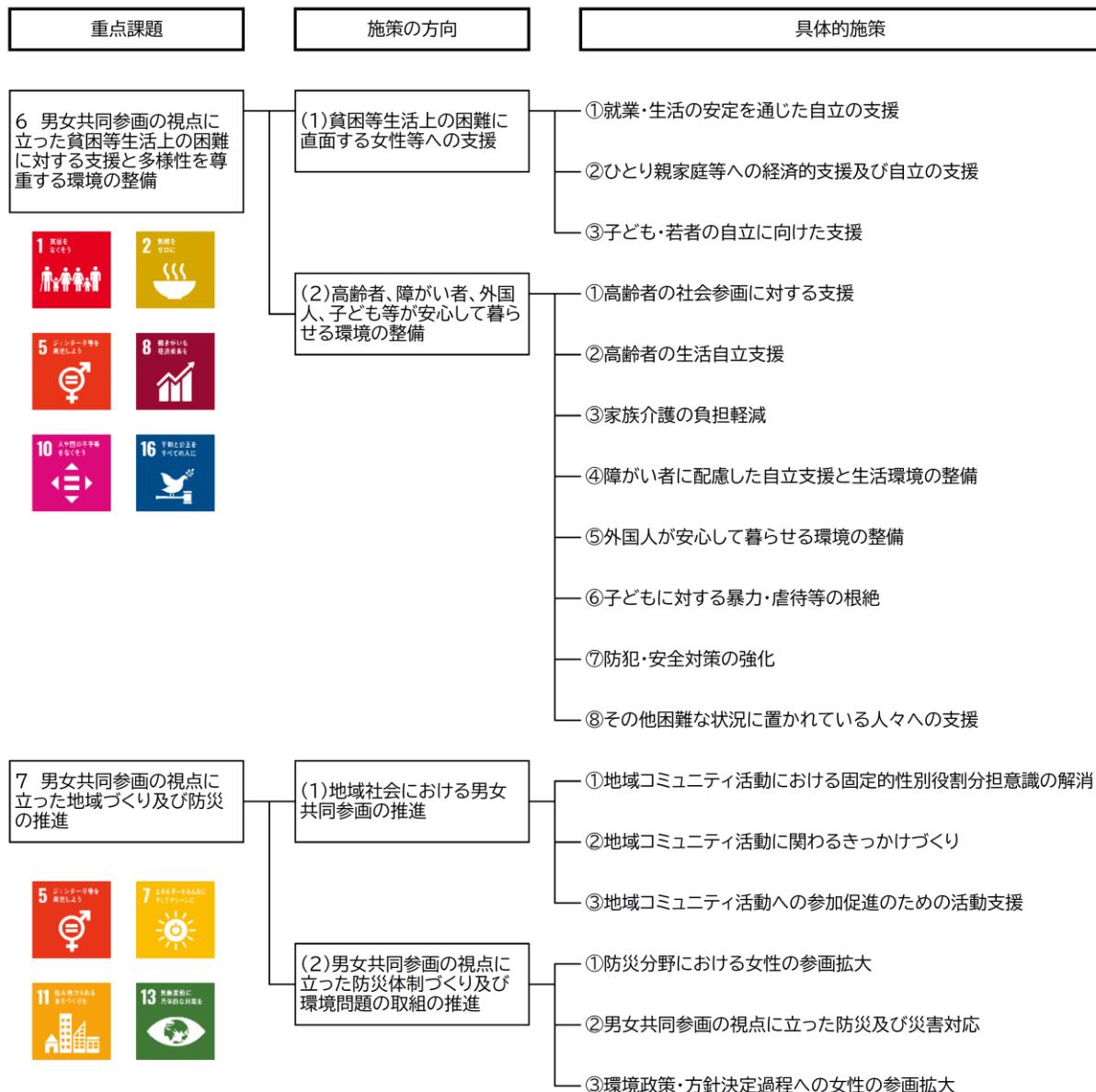
重点課題 6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

重点課題 7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

4 施策の体系







第4章 計画の内容

重点課題1

男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革



【現状と課題】

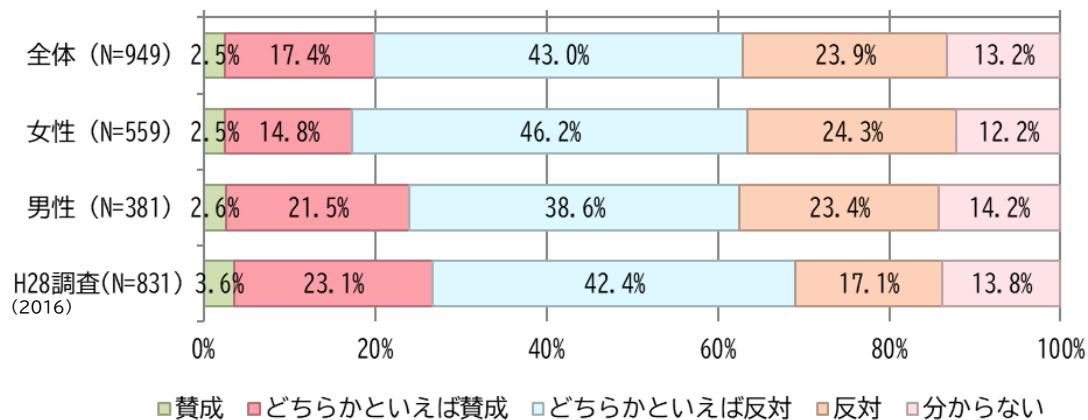
社会制度や慣習は、それぞれの目的や経緯を持って作られたものではありますが、中には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して成り立っているものがあります。このような社会制度や慣習は、明示的に性別による区別を設けていなくても、個人の多様な生き方を制約し、男女共同参画社会の形成を妨げる要因となっている場合があります。

一人ひとりが自らの意思によって、社会のあらゆる分野で活動に参画する機会が確保されるためには、一人ひとりの社会的活動に及ぼす影響が中立的な制度や慣習を構築することが不可欠です。

令和3(2021)年度に実施した市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担の考え方について「反対」する人が「賛成」する人よりも多くなっている一方で、「社会的通念、慣習・しきたりの中で不平等な点がある」と感じている人が全体の7割を占めており、依然として男女の地位の平等感は低い状況です。また、「男女が平等になるために重要なこと」として、「女性/男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念やしきたり、慣習の見直しが必要」と感じている人が全体の半数を超えていました。

このようなことから、市のあらゆる施策や、家庭、職場、学校、地域等において、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣習への気づきを更に広めるとともに、その気づきを制度・慣習の見直しに向けた市民の主体的な行動に繋げられるよう、男女共同参画の推進に関する積極的な広報・啓発活動を推進していく必要があります。

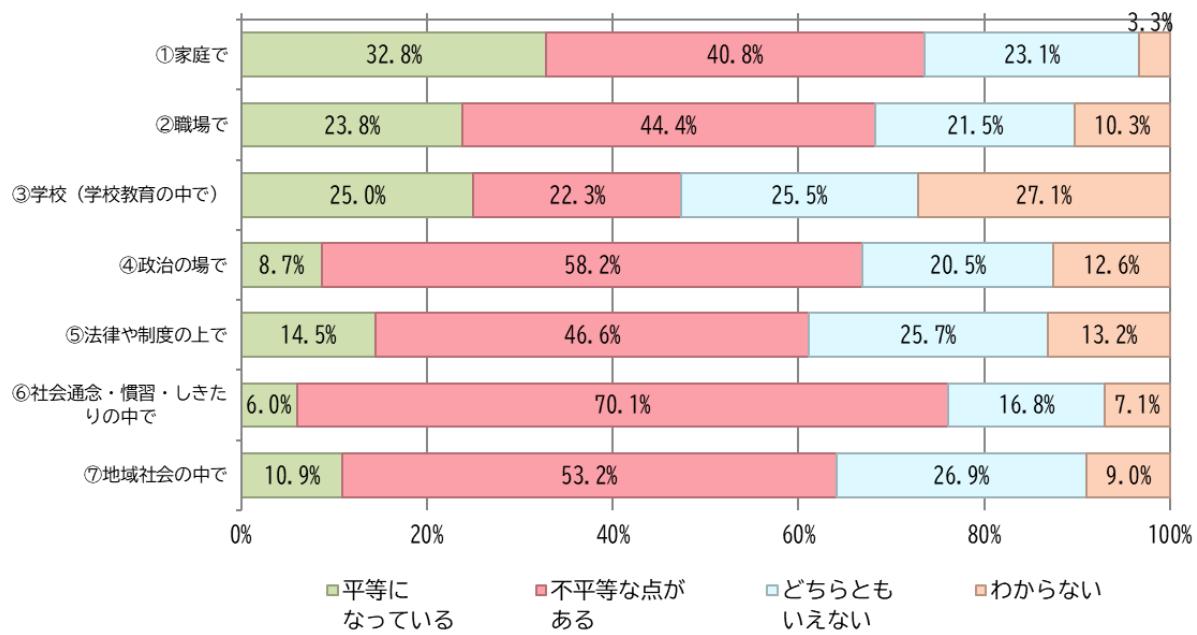
◆「男性は仕事、女性は家庭」という性別によって固定的に役割を分ける考え方について



資料:令和3(2021)年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

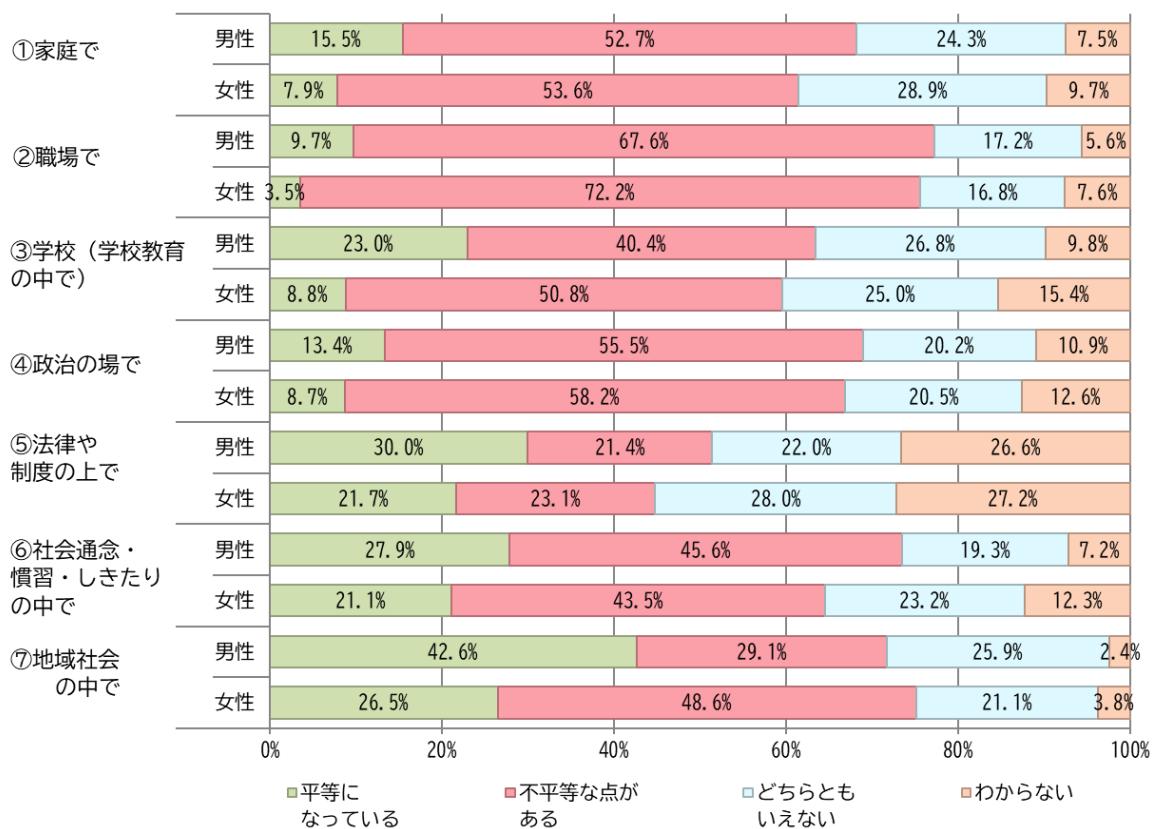
重点課題1

◆様々な分野における男女の地位の平等意識(全体) (N=933)



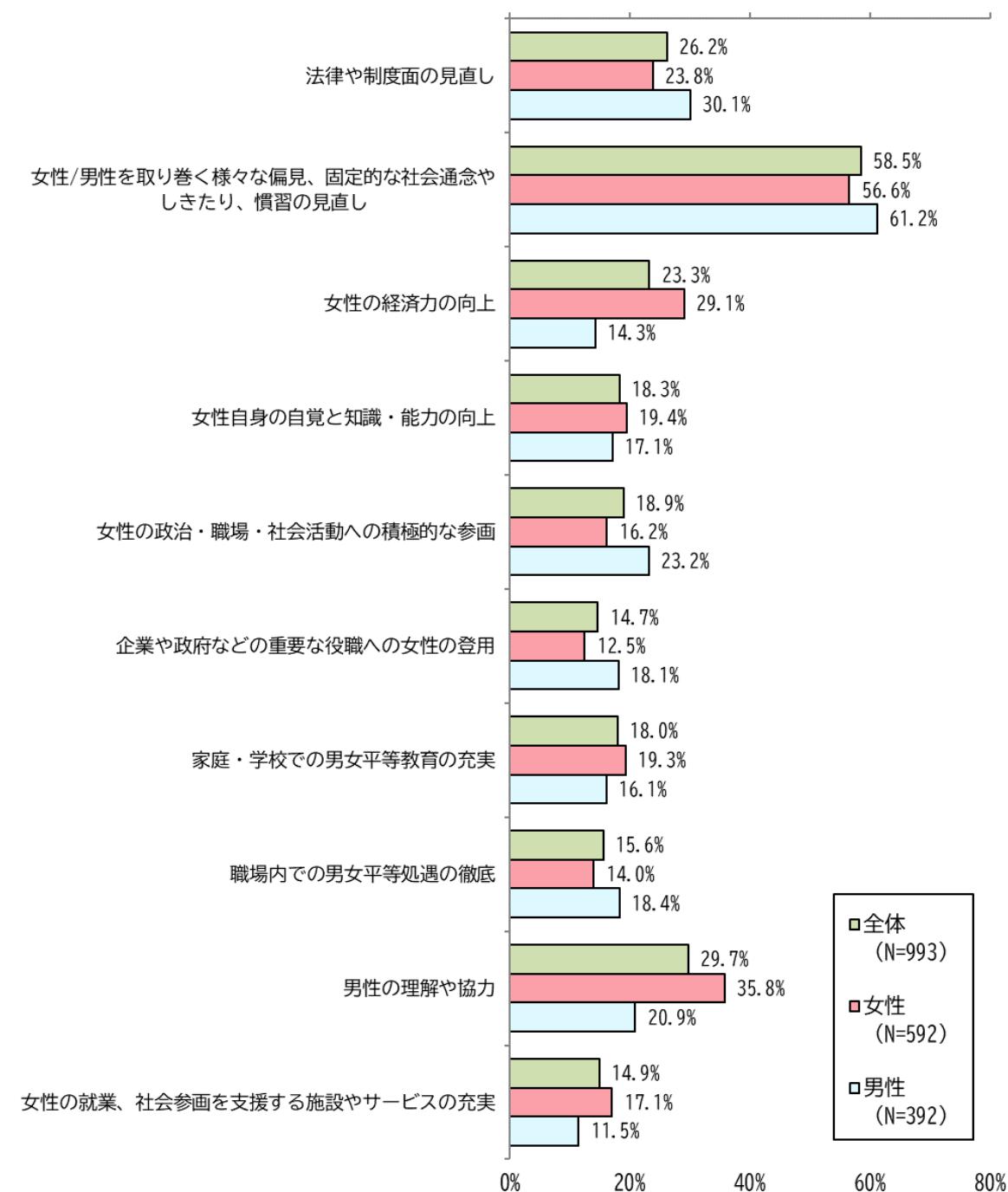
資料:令和3(2021)年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

◆様々な分野における男女の地位の平等意識(性別) N=933(女性=555 男性=378)



資料:令和3(2021)年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

◆男女が平等になるために重要なこと



資料:令和3(2021)年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向(1)男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、ある施策で男女が置かれている立場に対する配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性があります。そのため、市は、あらゆる施策の策定及び実施に際し、それが男女にどのような影響を及ぼすのかを点検したうえで、その影響に十分配慮します。

具体的施策

① 男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的推進

男女共同参画計画に掲載されている「主な取組」について、毎年度、男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行います。

No	主な取組	所管課	備考
1	男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施	全課	
2	男女共同参画計画に基づく関連施策の進行管理	市民課	

② 社会的性別(ジェンダー)に配慮した相談体制の充実

ジェンダー*に起因する市民の様々な問題や悩みに対応するため、各種相談事業において男女共同参画の視点を踏まえた相談対応の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
3	性別に起因する問題や悩みを抱える市民からの相談への対応	市民課	
4	民生委員・児童委員による相談対応	保健福祉政策課	
5	人権擁護委員による相談対応	市民課	新規掲載

*ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。(国の第5次男女共同参画基本計画)

重点課題1

施策の方向(2)男女共同参画に関する広報・啓発の実施

男女共同参画の重要性をあらゆる人が共感し、理解することができるよう、男女共同参画の理念についてわかりやすい広報・啓発活動を実施します。

具体的施策

① 男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発

「男女共同参画週間*」等の様々な機会を通じ、男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を実施します。

No	主な取組	所管課	備考
6	「男女共同参画週間」を中心とした広報・啓発	市民課	
7	男女共同参画に関する地区別セミナー等の開催	市民課	
8	男女共同参画に関する図書等の整備	図書館 メディアセンター	
9	人権に関する啓発講演会等の開催	市民課	
10	人権啓発センターにおける人権に関する学習会等の実施	市民課	
11	人権学習会等の開催	社会教育課	

② 市職員の男女共同参画に関する理解促進

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施していくためには、市職員の男女共同参画に関する鋭敏な意識を育てていくことが必要なことから、男女共同参画に対する確かな理解の浸透を図る研修を実施します。また、広報物の表現が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれる事なく、男女共同参画の視点に立ったものになるよう努めます。

No	主な取組	所管課	備考
12	男女共同参画に関する職員研修の実施	市民課	
13	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」の活用	市民課	

*男女共同参画週間

鹿児島県は、毎年7月25日から31日までの一週間を「鹿児島県男女共同参画週間」とし、男女共同参画に関する広報・啓発活動を行っている。

施策の方向(3)男女共同参画に関する調査研究、情報収集

男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくために、国内外の動向、様々な分野における男女共同参画の推進に関する施策の現状及び市民の意識等を的確に把握するとともに、各種統計データ、学術成果など必要な情報を幅広く収集し、分析します。

具体的施策

① 男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供

男女共同参画に関する本市の現状や計画の進捗状況を取りまとめて公表します。

No	主な取組	所管課	備考
14	男女共同参画年次報告書の作成及び公開	市民課	

② 調査や統計における男女別統計(ジェンダー統計)*の充実

男女の置かれている状況を客観的に把握するため、統計情報は可能な限り、男女別・年代別データを把握します。

No	主な取組	所管課	備考
15	各種調査における性別によるデータの把握及び分析	全課	

*男女別統計(ジェンダー統計)

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。(国の第5次男女共同参画基本計画)

重点課題2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進



【現状と課題】

男女共同参画社会の形成を妨げる要因である固定的性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されており、女性と男性のいずれにも存在します。

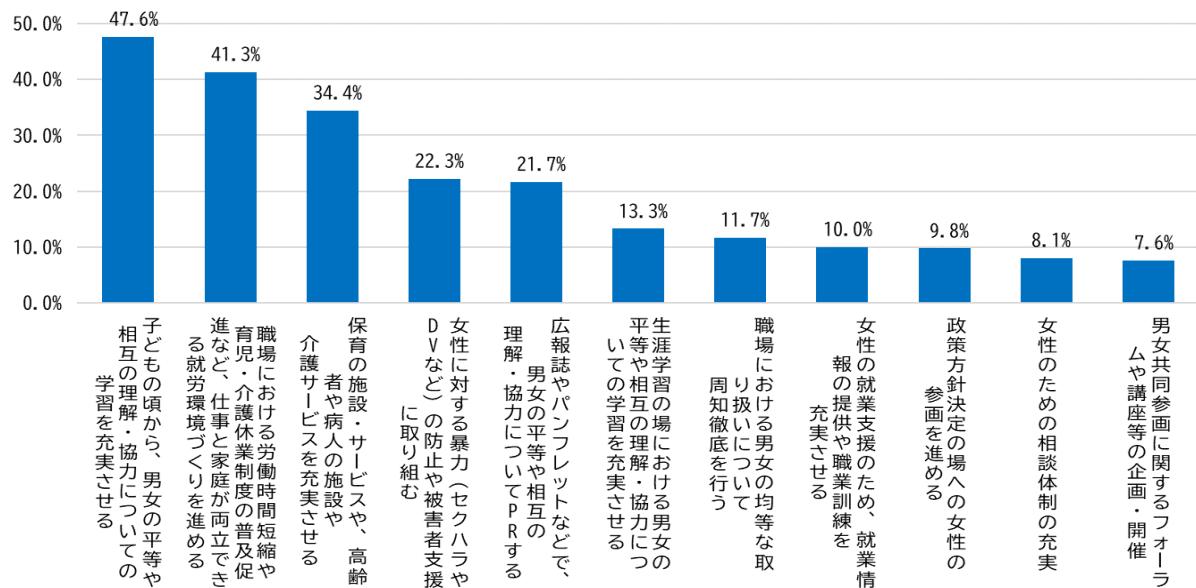
令和3(2021)年度に実施した市民意識調査では、「男女共同参画を推進していくために、市が力を入れるべきこと」として、多くの人(47.6%)が、「子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる」を挙げています。

市民一人ひとりが固定概念にとらわれず、お互いに尊重しながら多様な選択ができ、自分らしく生きるためにには、学校、家庭、地域、職場などあらゆる分野において、一人ひとりが生涯を通じて男女共同参画についての理解の深化を図るための学習機会の提供が重要です。

特に、学校現場においては、児童・生徒の発達段階に応じ、男女平等や男女の相互理解と協力の重要性についての指導の充実を図るとともに、将来を見通した自己形成ができるよう男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育を進めていくことが求められます。

また、教職員の男女共同参画に関する意識は、児童・生徒の意識や進路選択に大きな影響を及ぼすことから、教職員に対する男女共同参画に関する研修等の取組を継続することも必要です。

◆男女共同参画を推進していくために、市が力を入れるべきこと（複数回答）



資料：令和3(2021)年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

*無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に記憶され、既成概念、固定観念となっていく。(国の第5次男女共同参画基本計画)

施策の方向(1)子どもへの男女共同参画教育の推進

男女共同参画の重要性を理解するためには、子どもの頃からの教育が重要であることから、幼少時からの教育・学習機会の充実を図ります。

また、**教職員**の男女共同参画に関する意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている者の意識に大きな影響を及ぼすことから、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、**教職員**を対象とした研修等の取組を推進します。

具体的施策

① 児童・生徒・学生への意識啓発

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女平等や男女相互の理解、協力の重要性を認識できるよう、**児童・生徒・学生**を対象とした学習の場を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
16	児童・生徒・学生 を対象とした男女共同参画教室の実施	市民課	

② 教職員への意識啓発

学校等の教育現場において男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、**教職員**を対象とした研修等を実施します。

No	主な取組	所管課	備考
17	教職員 に対する男女共同参画に関する研修等の実施	市民課 学校教育課	
18	教職員 を対象とした各種ハラスメント防止対策の実施	市民課 教育総務課	
19	教職員 を対象とした出前講座の開催	市民課	

重点課題 2

施策の方向(2)多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

自らの個性と能力を發揮し主体的な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育*を含む生涯学習を推進します。

具体的施策

① 男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実

男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。

No	主な取組	所管課	備考
20	多様な進路・職業選択を推進する指導の実施	学校教育課	
21	ロールモデル*に関する講話等の実施	学校教育課	
22	職場体験やインターンシップ*の機会の提供	総務課	
23	女子学生・生徒の理工系分野での活躍促進	学校教育課	

② 生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進

人生のそれぞれの段階で能力を発揮できるよう様々な学習機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
24	公民館講座の実施	社会教育課	
25	男女共同参画の視点に立った青少年のボランティア活動、体験活動等の充実	社会教育課	
26	高度情報通信ネットワーク社会に対応した学校教育の充実	学校教育課 DX 推進課	担当課追加
27	高度情報通信ネットワーク社会に対応した社会教育の充実	メディアセンター DX 推進課	担当課追加
28	女性団体等の育成・指導	社会教育課	

*キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。

*ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデル。

*インターンシップ

学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

重点課題3

一人ひとりがともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり



【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であるとともに、個人の自己実現につながるものです。そのため、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる就業環境の整備は、個人の幸福の実現に不可欠であり、また、ダイバーシティ*の推進による社会・経済活動の活性化という観点からも極めて重要です。

女性活躍推進法及び育児・介護休業法に基づく企業の取組や保育サービスの拡充などにより、育児をしながら働く女性が増加し、30歳代を底とするM字カーブ*を描いていた本市の女性の年齢階級別労働率は改善傾向にあります。しかしながら、女性は男性に比べてパートタイム労働などの非正規雇用の割合が高く、女性の長期的なキャリア形成が困難な状況にあり、**依然として男女間の賃金格差が大きいことは、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。**

令和3(2021)年度に実施した市民意識調査によると、「社会全体として女性が働きにくい状況にある」と感じている人の割合は 32.2%で、その理由として多くの方が「女性が働きやすい労働条件・環境が整っていない」・「育児施設・サービスが十分でない」を挙げています。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を実現し、働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続けるためには、家事、育児、介護などに男女がともに取り組むことが必要です。しかし、男性の家庭生活への参画は、長時間労働や固定的性別役割分担意識などの影響あまり進んでおらず、家事・育児等の負担は女性に偏っているのが現状です。

このような状況において、男性の家庭生活への参画や女性の就業継続及び政策・方針決定過程への参画を進めるためには、一人ひとりの働き方改革を含めた仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、男性の子育て・介護・家事への参画の促進等を進めていくとともに、安心して子育てができるよう、多様な需要に応じた保育サービスの整備、子育ての不安の解消を図るための相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

また、性別を理由とする差別的扱い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱いやハラスメント等の根絶も重要な課題となっており、引き続き啓発を図ることが必要です。

*ダイバーシティ

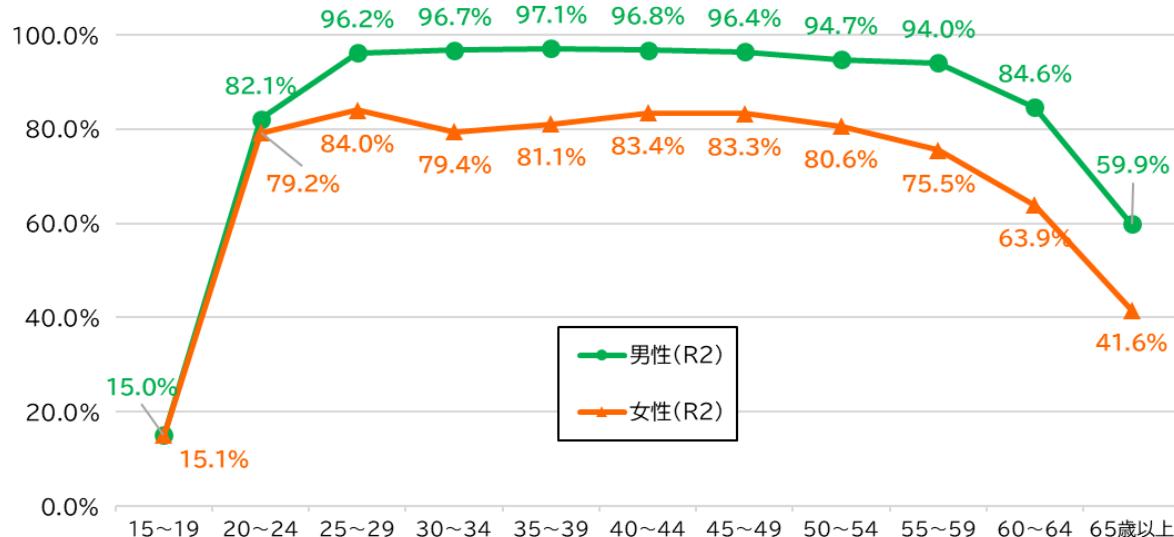
「多様性のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。(国の第5次男女共同参画計画)

*M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国でみられるような台形に近づきつつある。(国の第5次男女共同参画基本計画)

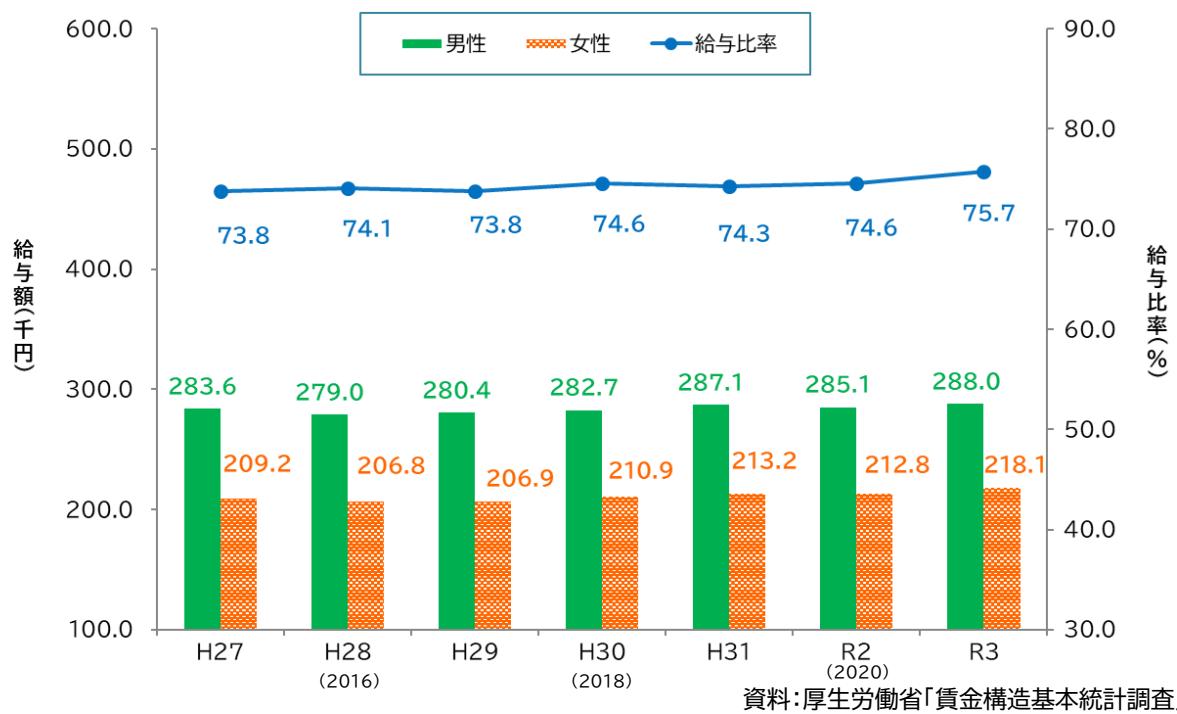
重点課題 3

◆男女別年齢階級労働力率(霧島市)



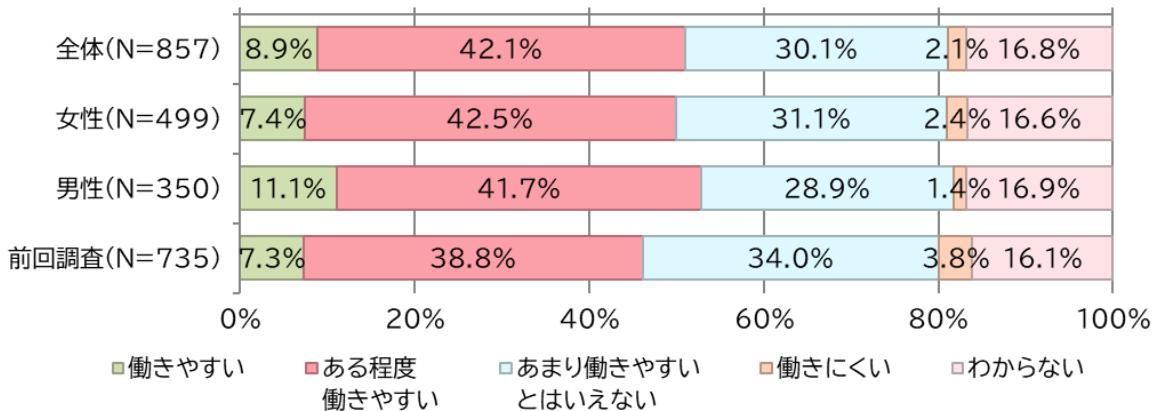
資料:令和2(2020)年「国勢調査」

◆鹿児島県における男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移



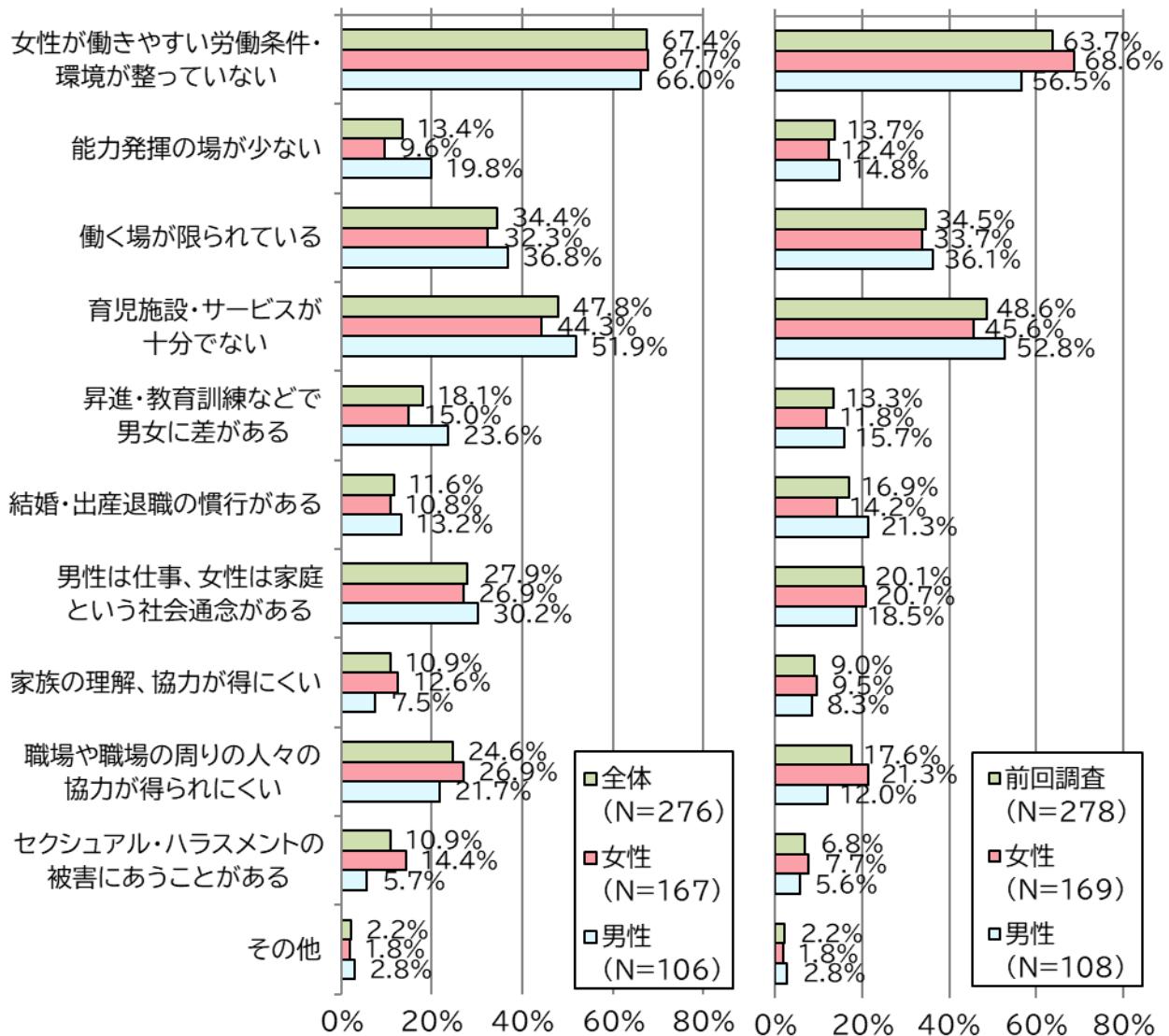
資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

◆社会全体としての女性の働きやすさに対する考え方



資料:令和3(2021)年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

◆女性が働きにくいと思う理由



資料:令和3(2021)年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向(1)行政分野における女性の参画の促進

性別によって行政サービスの受益や負担に不均衡や不公平が生じることなく、男女双方の行政ニーズを施策に適切に反映させるために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

具体的施策

① 附属機関等*委員への女性の登用の促進

霧島市女性委員登用推進規程に基づき、附属機関等の委員に積極的な女性を登用します。

No	主な取組	所管課	備考
29	積極的な女性委員の登用促進	市民課 関係各課	

② 女性職員の登用等の促進及び市職員採用試験への女性の受験希望者拡大

女性職員の職域拡大を図り登用の促進に努めます。また、女性職員の就労継続を支援し、男性職員の育児・介護への参加を促進するため、仕事と育児・介護の両立支援制度の利用促進を図るなど、仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を推進します。

No	主な取組	所管課	備考
30	女性職員に対する能力開発を図るための各種研修の実施	総務課	
31	女性職員の登用の促進	総務課	
32	女性職員の職域の拡大	総務課	
33	女性の受験希望者拡大に向けた取組	総務課	
34	仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進	総務課	

*附属機関等

法律や条例により設置されている附属機関や要綱等により設置されている審議会等のことをいい、市政の重要事項について審議等を行う機関。

施策の方向(2)雇用の分野における女性の均等な機会・待遇の確保及び各種ハラスメントの防止

雇用の分野における男女の平等な機会・待遇の確保のため、事業者に対し関係法令や諸制度の積極的な普及・啓発を行うとともに、「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)*」の本来の意義や目的の周知に努めます。また、労使間や雇用者間の各種ハラスメント防止についても引き続き啓発を行い、事業者の積極的な取組を促します。

具体的施策

① 男女雇用機会均等法等法令や諸制度の普及・啓発

事業者に対し、男女雇用機会均等法等関係法令・制度に関する普及・啓発を進めます。

No	主な取組	所管課	備考
35	ホームページ等による関係法令・制度の周知	商工振興課	
36	労働局等と連携した労働問題に関する相談会等の実施	商工振興課	

② 事業者における女性の参画の促進

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の情報提供や普及に努め、企業の先進的取組やロールモデルについて情報収集・提供を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
37	管理職等への女性の登用状況の調査の実施と結果の周知	市民課	
38	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を促進するためのセミナーの開催等による普及啓発・情報提供	市民課	
39	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関する企業の取組の調査の実施と結果の周知	市民課	
40	公共工事における女性雇用促進に取組む事業者を工事成績、総合評価で支援	工事契約検査課	
41	広報誌等によるロールモデル情報の紹介	秘書広報課	

③ 女性の就労状況の把握

市内事業者における男女共同参画の取組状況及び就労状況等について総合的に調査し、これらの現状を明らかにします。また、その結果を事業者全体に周知し、それにより、取組の進んでいる事業者には推進の継続を、遅れている事業者には積極的な取組を促します。

No	主な取組	所管課	備考
42	男女共同参画に関する実態調査の実施	市民課	

④ 女性雇用労働者の母性健康管理の支援

男女雇用機会均等法では、事業主の義務として、妊娠中または出産後の女性労働者が健康診査等を受けるための時間を確保し、労働基準法では、産前産後休業に関する規定等女性労働者の妊娠、出産等に関する基準が定められています。

また、妊娠・出産に係る的確な母性健康管理を推進していく手段として「母性健康管理指導事項連絡カード」が定められているところであります、これらの法律及び制度に関し、広く周知・広報活動を実施します。

No	主な取組	所管課	備考
43	母性健康管理指導事項連絡カード*の周知	すこやか保健センター	

⑤ ハラスメント防止の取組

労使間や雇用者間のセクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*等を防止するため、研修・相談体制の充実など、事業者の積極的な取組を促します。

No	主な取組	所管課	備考
44	事業者における各種ハラスメント防止対策の把握	市民課	
45	事業者に対する各種ハラスメントに関する法制度等の普及・啓発	市民課	

⑥ 非正規労働者への支援

パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規労働者の適正な労働条件を確保するため、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)をはじめ、関係法令の周知を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
46	適正な労働条件に関する法令等の周知・広報	商工振興課	

*積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。(霧島市男女共同参画推進条例第2条第2号)

*母性健康管理指導事項連絡カード

主治医が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えるのに役立つカード。

*セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。(霧島市男女共同参画推進条例第2条第5号)

*マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産・育児休暇を理由として職場で受けた嫌がらせや不利益な取扱いのこと。

施策の方向(3)自営業における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

農林水産業及び商工業等の自営業において、女性の就業環境の整備を促進するとともに、経営等の方針決定過程への参画を進めます。

具体的の施策

① 農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の参画の拡大

家事、育児、介護等にかかる女性の負担の軽減や仕事と生活の調和を促進し、女性が対等なパートナーとして経営に参画するため、家族経営協定*等の有効活用を進めるとともに、女性の経営管理能力や技術の向上を目的とした研修等の機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
47	家族経営協定締結の促進	農政畜産課	
48	農業経営改善計画*の夫婦による共同申請の推進	農政畜産課	
49	農業経営専門指導員による経営指導	農政畜産課	

② 商工業分野における就業環境の整備及び女性の参画の拡大

商工業において、女性の適正な労働環境の整備が図られるよう、法令・制度の普及・啓発を行うとともに、女性の経営管理能力や技術の向上を目的とした研修等の機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
50	商工会議所、商工会等が発行する広報誌を活用した広報・啓発等	市民課	
51	商工会議所、商工会等の経営指導員による経営指導	商工振興課	

*家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

*農業経営改善計画

農業経営基盤強化法に基づく認定農業者*になるために5年後の経営改善目標を記載した計画のこと。

施策の方向(4)再就職、起業、雇用による働き方の支援、能力開発とデジタル分野を含めた人材育成

女性の能力開発や人材育成を図る各種研修や講座等を実施するとともに、関係機関が実施する能力開発や人材育成に関する各種学習情報の提供を行います。

具体的施策

① 就業継続、再就職の支援

育児・介護等を理由に離職した女性の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いことや、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難なことから、就業の継続及び再就職のための情報提供等に努めます。

No	主な取組	所管課	備考
52	就業継続や再就職に関する必要な知識や情報の提供	子育て支援課 商工振興課	
53	子育て中の女性に対するマザーズコーナー*の周知	子育て支援課 商工振興課	

② 起業及び雇用による働き方の支援

起業や雇用による働き方をするために必要な知識の取得について、取組事例の収集及び情報提供や相談対応を行います。

No	主な取組	所管課	備考
54	霧島市創業支援センター*による情報提供及び相談対応	商工振興課	
55	就農を促進するための必要な知識や情報の提供	農政畜産課	

*マザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望している方が、子ども連れでも来所しやすい環境を整えた、就職に関する情報の提供などの個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな就職支援を行う窓口。

*霧島市創業支援センター

平成 26 年 1 月に開設した霧島市商工振興課を本部とする創業希望者に対する相談窓口。

重点課題 3

③ 職業能力開発とデジタル分野を含めた人材育成

フリーランスなどの雇用によらない多様な働き方を支援するとともに、デジタル分野を含めた人材育成を推進するため、新たな職業能力を取得するための訓練や取組事例について情報提供や相談対応を行います。

No	主な取組	所管課	備考
56	女性のエンパワメント*のためのセミナーの開催	市民課	
57	女性の能力開発に関する各種学習情報の提供	市民課 メディアセンター	
58	デジタル分野に関する各種学習情報の提供	DX 推進課	新規掲載

施策の方向(5)子育て・介護基盤整備等の推進

性別や就労の有無に関わらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向けて、多様化する保育ニーズへの対応や子育て支援拠点、介護支援の充実を図ります。

具体的施策

① 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの整備

子育てに関する多様なニーズに対応するため、一時保育、延長保育、病児・病後保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
59	一時預かり事業の実施	子育て支援課	
60	延長保育事業の実施	子育て支援課	
61	病児・病後児保育事業の実施	子育て支援課	
62	休日保育事業の実施	子育て支援課	
63	医療的ケア児*保育支援事業の実施	子育て支援課	新規掲載

② 子育て支援体制の整備・充実

子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる地域子育て支援センター等における事業の充実を図るとともに、子育てに関する施策の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
64	家庭児童相談員等による相談対応	こども・くらし相談センター	
65	放課後児童対策の充実	子育て支援課	
66	地域子育て支援センター事業の充実	子育て支援課	
67	ファミリー・サポート・センター*事業の充実	子育て支援課	
68	育児相談及び離乳食教室等の実施	すこやか保健センター	
69	乳幼児健診の実施	すこやか保健センター	

重点課題 3

③ 地域住民等の力を活用した介護支援の充実

高齢者を含めた地域社会を構成する一人ひとりが、地域の一員である自覚を持ち、相互に支え合うような意識を高めるための取組を推進します。

No	主な取組	所管課	備考
70	生活支援体制整備事業*の実施	長寿・障害福祉課	

*エンパワメント

誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるよう社会の在り方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること。「女性のエンパワメント」は、女性が意思決定過程に参画し、自立的な力につけるという意味で使われることが多い。

*ファミリー・サポート・センター

仕事や行事、通院などの変動的な保育需要などや介護の際に、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において育児・介護に関する相互援助活動を行う会員制の組織。(現在、本市に設置されているファミリー・サポート・センターは、育児に関する相互援助活動を実施。)

*医療的ケア児

「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他の医療的ケアを受けることが不可欠である児童。令和3(2021)年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」が成立、同年9月18日に施行された。

*生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」や「協議体」の設置等を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取組を積極的に進める事業のこと。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、③関係者のネットワーク化、④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発、⑥ニーズとサービスのマッチングなどの取組を総合的に推進する事業。(霧島市すこやか支え合いプラン2021(第9期高齢福祉計画・第8期介護保険事業計画))

施策の方向(6)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*と働き方改革の推進

仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、「男性は仕事、女性は家庭」というような性別による固定的な役割分担意識の解消や男性の家事・育児参画の促進等を進めます。

具体的施策

① 仕事と子育て・介護等の両立支援に関する意識啓発の推進、制度の普及

仕事と生活の調和は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについて社会的理解を深め、長時間労働を含めた働き方の見直しに繋がる意識啓発を進めます。

No	主な取組	所管課	備考
71	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の啓発による企業の意識改革	市民課	
72	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に関するセミナー等の実施	市民課	
73	育児・介護休業制度等の労働関係法令や諸制度の普及	市民課 商工振興課	

② 男性の意識改革と家事・育児等参画への気運醸成

男性の家庭生活への参画を進めるため、男性が家事・育児・介護に主体的に参画しやすい環境づくりに向けた取組を進めます。

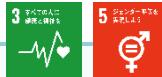
No	主な取組	所管課	備考
74	男性を対象とした生活技術講座の実施	社会教育課	
75	子育て支援に関する情報提供	子育て支援課	
76	事業者に対する育児・介護休業の取得状況調査	市民課	

*ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

重点課題4

女性に対するあらゆる暴力の根絶



【現状と課題】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき喫緊の課題となっています。

暴力は、被害者の自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。またそのうち、ドメスティック・バイオレンス*(以下、「DV」という。)、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の暴力は、被害者のほとんどが女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識や、男女の経済的格差、上下関係など一人ひとりが置かれている状況等に根ざした社会の構造的問題があります。これらの暴力の根絶のためには、社会における男女間の格差是正及び意識改革が不可欠です。

令和3(2021)年度に実施した市民意識調査によると、配偶者間等で、身体、精神、性的のいずれかの暴力の被害経験が「1・2度あった」「何度もあった」と答えた人は全体の約5人に1人となっています。また、暴力を受けた経験のある方に、その相談先についてたずねたところ、「どこにも相談しなかった」と回答した人が35.1%を占め、DVは潜在化しやすい特性があるといえます。

こうしたことから、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会的認識の徹底等、暴力を根絶するための社会基盤づくりをさらに推進するとともに、「霧島市配偶者等からの暴力*防止及び被害者支援に関する計画」に基づき、DV被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進していく必要があります。

*ドメスティック・バイオレンス

配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。(霧島市男女共同参画推進条例第2条第6号)

*配偶者等からの暴力

配偶者暴力防止法においては、配偶者(事実婚を含む。)及び元配偶者(婚姻中に引き続き離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)も暴力を受ける場合)からの暴力を「配偶者からの暴力」と定義し、同法の対象にしていますが、「配偶者等からの暴力」は、これに加えて、恋人(交際相手)や以前つきあっていた恋人など親密な関係にある者も含まれます。

施策の方向(1)女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための社会基盤づくり

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会的認識の徹底等、暴力を根絶するための社会基盤づくりを推進します。

具体的施策

① 暴力を容認しない社会づくりのための意識啓発

関係機関等と連携して広報啓発活動を実施し、暴力は許さないという意識の醸成を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
77	「女性に対する暴力をなくす運動*」を中心とした広報・啓発	こども・くらし相談センター	
78	人権に関する啓発講演会等の開催	市民課	再掲
79	人権啓発センターにおける人権に関する学習会等の実施	市民課	再掲
80	人権学習会等の開催	社会教育課	再掲
81	子どもに対する暴力根絶に向けた広報啓発	こども・くらし相談センター	
82	有害図書等の環境浄化活動の推進	社会教育課	
83	メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供	メディアセンター	

② 暴力に関する相談機関の周知

暴力に関する相談窓口の所在等を広く周知し、相談につながりやすくします。

No	主な取組	所管課	備考
84	人権相談・女性の人権ホットライン*の周知・広報	市民課	

③ 若年層を対象とする暴力予防啓発

若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力に関する理解を深め、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようするための啓発を行います。

No	主な取組	所管課	備考
85	デートDV*防止のためのセミナー等の開催	社会教育課	

*女性に対する暴力をなくす運動

毎年 11 月 12 日から 25 日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、実施されるものである。平成 13 年 6 月 5 日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

*女性の人権ホットライン

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話である。電話は最寄の法務局・地方法務局につながり、相談は女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が受け付ける。

*デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者からふるわれる暴力。

施策の方向(2)配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進

(霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画)

DV被害者への相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護、自立支援に向けた総合的な対策を推進します。

具体的施策

① 被害者の安全確保と情報の保護

DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難な上、被害者が加害者の下から逃げることができない場合があるため、周囲の人の発見・通報も大変重要です。また、子どもの目の前で行われる暴力は、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるため、保護命令*制度の利用について、適切に情報提供や助言を行います。

さらに、加害者に転居先の住所や子どもの転校先等の個人情報が知られてしまうと、被害者は加害者から追跡され、連れ戻されるなどの危険にさらされてしまう可能性があるため、市の各窓口で保有する被害者情報に関しては、加害者側に住居情報等が伝わってしまうことなどがないよう十分留意します。

No	主な取組	所管課	備考
86	福祉関係者及び医療関係者等と連携した早期発見・対応	こども・くらし相談センター	
87	配偶者暴力防止法に基づく通報及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	市民課 こども・くらし相談センター	
88	緊急時の安全確保時における警察との連携	こども・くらし相談センター	
89	一時保護*施設等における保護の実施	こども・くらし相談センター	
90	保護命令制度の利用についての情報提供や助言	こども・くらし相談センター	
91	住民基本台帳の閲覧等の制限	市民課	
92	被害者の情報管理の強化・徹底	市民課	
93	母子生活支援施設への入所事業等の一子	こども・くらし相談センター	新規掲載

*保護命令

配偶者暴力防止法に基づく制度で、裁判所が被害者からの申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受ける恐れが大きいとき、加害者に対し発する発令。「接近禁止命令」と「退去命令」がある。

*一時保護

暴力を避けるために家を出たいと思っていても、加害者に知られずに身を寄せる場所がない場合に、被害者が一時的に避難する手段。

② 相談体制の充実

被害者は加害者の支配下に置かれ、暴力に対する不安と恐怖、絶望感を抱えながら生活しており、こうした状況に置かれている被害者が安心して相談できる相談窓口の周知と、適切な支援につなぐ相談体制を強化します。

また、様々な心のケアを必要とする被害者は、DVに対する理解が不足している相談員等の不適切な対応によって、さらに二次被害^{*}を受けることもあります。二次被害を防止し、本人の意思を尊重した支援を行うため、相談員等の研修を充実させ資質の向上に努めます。

No	主な取組	所管課	備考
94	相談窓口の周知強化	こども・くらし相談センター	
95	配偶者暴力相談支援センター [*] 及び警察署等と連携したDVに関する相談体制の充実	こども・くらし相談センター	
96	DVに起因する児童虐待等に関する相談体制の充実	こども・くらし相談センター	
97	相談員等人材の養成及び資質向上のための研修等の実施	こども・くらし相談センター	
98	被害者支援に職務上関連のある職員に対する研修	こども・くらし相談センター	

③ 被害者の自立支援の充実

DV被害者がこれまでの生活の場を離れ新たな場所で自立するには、住居の確保、経済的基盤の確立、心身の回復、就労場所の確保、子どもの養育など様々な問題があるため、関係機関と連携し被害者の自立支援の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
99	被害者の市営住宅への優先入居	建築住宅課	
100	被害者の母子生活支援施設 [*] の入所	こども・くらし相談センター	
101	被害者の生活再建に関する情報提供及び支援	こども・くらし相談センター	
102	被害者の自立への精神的な支援	こども・くらし相談センター	
103	被害者の子どもへの支援	こども・くらし相談センター	

*二次被害

被害者から相談を受けた家族・友人等の本来は被害者の味方になるべき人たちが、被害者を責めるような言動をとることによって、被害者を更に傷つけること。

*配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法第3条の規定により、都道府県に設置が義務付けられている施設で、被害者の相談に応じ、自立支援のための情報提供等の援助を行う中核的な相談・支援機関である。

令和4(2022)年4月現在、県の機関では、県女性相談センター、県男女共同参画センター並びに各地域振興局及び支庁の保健福祉環境部計18箇所が指定されている。

*母子生活支援施設

様々な事情で生活が困難な母子家庭等を保護するとともに、自立促進のための支援を行う施設。

重点課題 4

④ 関係機関の協力・連携

DV被害者一人ひとりのニーズに対応していくには、市だけでは限界があるため、県、関係市町や民間団体等、広域的かつ広範な支援を行う連携体制の構築を図る必要があります。また、DV加害者の更生プログラムについても、関係各機関との連携を含め今後検討を進めていく必要があります。

No	主な取組	所管課	備考
104	DV・ストーカー等相談業務に係る関係機関との連携強化	こども・くらし相談センター	

施策の方向(3)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントは、対象となった人の個人としての名誉や尊厳を不恰に傷つけ人権を侵害するだけでなく、生活への深刻な影響を与える社会的に許されない行為です。その被害は潜在化しがちで個人的問題として矮小化されることもあるため、男女の固定的な役割分担意識、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として把握し、対処していくことが必要です。

具体的施策

① 相談対応及びセクシュアル・ハラスメント予防啓発

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの被害者がためらうことなく被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられる窓口に関する情報を周知します。

No	主な取組	所管課	備考
105	市職員を対象とした相談窓口の設置	総務課	
106	セクシュアル・ハラスメント防止に関する講座等の実施	市民課	新規掲載

重点課題5

生涯を通じた一人ひとりの健康の保持・増進



【現状と課題】

生涯にわたって健康で明るく、充実した日々を自立して自分らしく過ごすためには、女性と男性の身体の仕組みの違いを理解し、ともに自らの心と身体の健康管理を行い、性と生殖の観点から、女性・男性それぞれ特有の疾患やそのライフスタイルや世代によって生じてくるさまざまな健康上の問題に取り組むことが必要です。

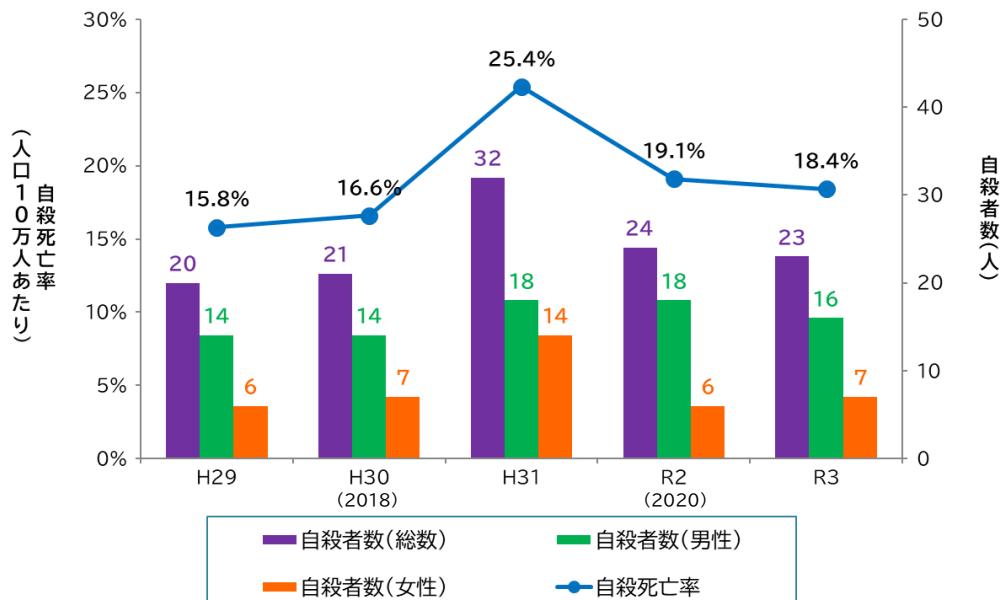
特に女性は妊娠、出産や更年期疾患を経験する可能性があるといった、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

また一方で、**思いがけない妊娠や性感染症の実態**がありますが、その背景には性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別(ジェンダー)があり、それに起因する性的暴力の要因となっていることもあります。

そのため、女性が、生涯安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)についての県民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組が必要です。

一方、本市の自殺死亡率は令和3(2021)年度で18.4%であり、その多くは男性となっています。この背景には、性別による固定的な役割分担意識が強く浸透する中で、男性自身がとらわれている男性としてのるべき姿に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立している状況があります。このため、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や男性に対する意識啓発活動を推進していく必要があります。

◆自殺率及び自殺者数の推移(霧島市)



資料:厚生労働省自殺統計

施策の方向(1)生涯にわたる一人ひとりの健康の包括的な支援

一人ひとりが生涯を通じて適切に自己の健康管理を行うために、正確な知識の普及や相談体制、健(検)診体制を充実させるとともに、性差に配慮した健康支援を推進します。

具体的施策

① 心身及びその健康についての正確な知識の普及

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*」(性と生殖に関する健康と権利)の重要性を広く浸透させるとともに、心身及び健康に関する学習や相談の機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
107	健康に関する講演会や健康相談等の実施	健康増進課	

② 性差を踏まえた健康づくりの支援

男女の身体的性差のほか健康に関する意識や生活習慣等を踏まえ、生活習慣病*等の対策や自殺予防も視野に入れた普及啓発及び相談体制の充実を図ります。また、社会全体で健康づくりを支援する環境づくりを推進します。

No	主な取組	所管課	備考
108	生活習慣病予防対策の実施	保険年金課 健康増進課	
109	がん予防対策の実施	健康増進課	
110	こころの健康づくりの実施	すこやか保健センター	
111	地域のひろば推進事業の実施	長寿・障害福祉課	
112	健康づくりのリーダー育成	健康増進課	
113	自殺防止のための総合的な取組	健康増進課	

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的权利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。(国の第5次男女共同参画基本計画)

*生活習慣病

従来成人病として扱われていた脳卒中・心臓病・がん・糖尿病に加え、肝疾患・胃潰瘍・骨粗しょう症などの食事・運動・休養・喫煙・飲酒等の生活習慣によって、発症や進行に影響を受ける疾病。

重点課題 5

③ 性差に応じた検診の実施及び相談体制の充実

女性特有のがんである乳がんや子宮がん等の早期発見・予防のための普及啓発、受診率上に取り組みます。

No	主な取組	所管課	備考
114	乳がん・子宮がん検診等の普及啓発と受診率向上の取組	健康増進課	

④ 年代に応じた健康づくりの支援

女性は妊娠・出産や更年期など、年代に応じて心身の状況が大きく変動することから、その年代に応じた健康づくりの支援に取り組みます。

No	主な取組	所管課	備考
115	妊娠・出産や更年期など女性の健康に関する啓発・相談等の実施	すこやか保健センター	新規掲載

施策の方向(2)妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

女性が安心・安全に妊娠・出産できる体制の充実を図ります。また、**思いがけない妊娠を防ぐ**という観点を含めて、性について正しく理解し適切に行動を取ることが必要なことから、性に対する正しい知識の普及を図ります。

具体的施策

① 妊娠・出産期における健康支援

妊婦等に対する早期の妊娠届出を勧奨する等により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健診の公費負担等により、妊娠に伴う経済的負担等の軽減を図ります。**また、小児やAYA 世代***のがん治療経験者の妊娠・出産に関する健康支援について、国や県の動向を注視してまいります。

No	主な取組	所管課	備考
116	早期の妊娠届出の勧奨と母子健康手帳の交付	すこやか保健センター	
117	妊婦健診の公費負担による経済的負担の軽減	健康増進課	
118	保健師等による新生児・産婦訪問	すこやか保健センター	
119	産後ケア事業等による産後支援体制の充実	健康増進課	

*AYA 世代

思春期・若年成人(15歳～39歳)の世代。Adolescent and Young Adultの略。

重点課題 5

② 性に対する正しい知識の普及

児童生徒が、生命の尊重や相手を思いやり望ましい人間関係を築いていけるために、学校教育活動全体を通じて男女共同参画の視点に立った性に関する指導に取り組むほか、性の多様性への理解促進に努めます。

No	主な取組	所管課	備考
120	学校における性に関する指導の実施	学校教育課	
121	性の多様性に関する啓発と相談体制の充実	市民課 学校教育課	
122	学校における性感染症に関する教育の推進	学校教育課	

③ 妊娠・出産に対する正しい知識の普及

個人が自分の将来を考え、妊娠・出産に関し適切な判断ができるよう、妊娠・出産についての正しい知識の普及活動に取り組みます。

No	主な取組	所管課	備考
123	思いがけない妊娠・性感染症の予防に関する啓発	健康増進課	

施策の方向(3)生涯にわたるスポーツ・身体活動の推進

生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るために、性別、年齢等に関わらず全ての人々がスポーツを行える環境づくりを行います。また、地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツ指導ができる女性の人材の養成を図ります。

具体的施策

① スポーツ・身体活動を楽しむことができる環境づくり

性別を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備します。

No	主な取組	所管課	備考
124	スポーツ施設の利用促進	スポーツ・文化振興課	
125	各種スポーツイベントの実施	スポーツ・文化振興課	

② スポーツ・身体活動における女性の参画の拡大

地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツ指導ができる女性の人材の養成を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
126	女性スポーツ推進委員の養成・活用	スポーツ・文化振興課	

重点課題6

男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備



【現状と課題】

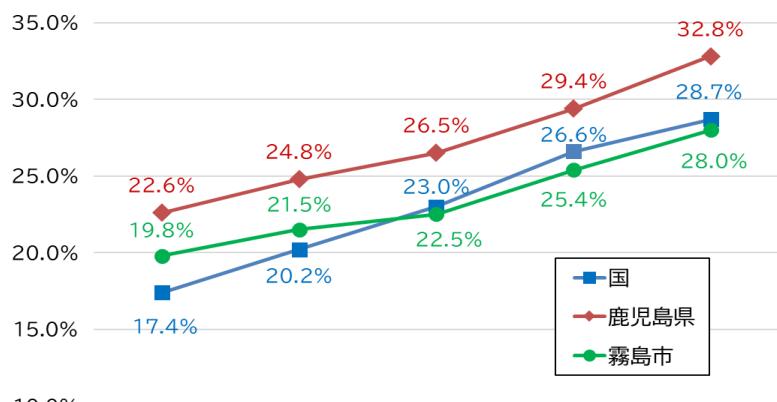
単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化等により、家族形態や就労状況、年代等を問わず幅広い層で生活上の困難を抱える人が増加しています。特に女性は、男性と比べて賃金が低いことや非正規労働者の割合が高いことを背景に貧困等生活上の困難に陥りやすく、中でもひとり親世帯の相対的貧困率は比較的高いという特徴があります。仕事と生活の調和が確立されていない状況下で、生活上の様々な困難から子どもの養育や健康面への影響も懸念されることから、それぞれの実情に応じた相談対応や自立支援等が必要です。

令和2(2020)年国勢調査結果によると、本市の高齢化率*は 28.0%で、前回の平成27(2015)年調査と比較して 2.6 ポイントと大幅に増加しています。少子高齢化が進む中、近年では、孤独死、老老介護*、高齢者虐待などが社会問題となっており、例えば、高齢女性の単独世帯の経済的基盤が脆弱であることや、高齢男性の地域における孤立が深刻化していることから、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。

さらに、高齢化社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として、高齢者が積極的に社会参画できる機会の充実や、生活を楽しめる環境づくりを推進していくことが必要です。

また、障がいがあることや、外国にルーツがあること、性的指向・性自認に関すること等、様々な状況におかれる人が地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加をしていくために、男女共同参画の視点に立ち、すべての人が多様性を尊重しながら安心して暮らせる環境の整備に取り組んでいく必要があります。

◆高齢化率の推移



資料：国勢調査

*高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

*老老介護

家庭の事情などにより高齢者が高齢者の介護をせざるをえない状況。

施策の方向(1)貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

貧困等生活上の困難に直面する女性等が、健康で文化的な生活を送れるよう、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境の整備を行います。

具体的施策

① 就業・生活の安定を通じた自立の支援

経済的な理由をはじめ、様々な事情により生活上の困難を感じている女性等に対し、暮らしやすい環境の整備を行います。

No	主な取組	所管課	備考
127	「生理の貧困」*支援の実施	市民課	新規掲載
128	生活困窮者自立支援事業の実施	こども・くらし相談センター	

② ひとり親家庭等への経済的支援及び自立の支援

ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給、医療費の助成等、経済的支援を実施します。また、自立支援教育訓練給付金の支給、職業能力開発などにより、ひとり親家庭の母等の就業促進を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
129	児童福祉に関する各種手当の支給	子育て支援課	
130	ひとり親家庭医療費補助事業の実施	子育て支援課	
131	母子寡婦福祉資金*事業への支援	子育て支援課	
132	母子家庭自立支援給付金*の支給	子育て支援課	
133	高等技能訓練促進費*の支給	子育て支援課	
134	母子生活支援施設への入所事業の実施	こども・くらし相談センター	再掲

*「生理の貧困」

経済的な理由等によって、生理用品を十分に入手できない女性や女児がいるという問題。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済的に困窮する女性が増えたことにより顕在化した。

*母子寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の方々の自立支援と児童福祉を推進するために、鹿児島県が無利子または低金利での資金の貸付をおこなう制度。

*母子家庭自立支援給付金

母子家庭の母の主体的な能力解発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し修了した場合、給付金が支給される。

*高等技能訓練促進費

母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために、高等技能訓練促進費が支給されるとともに、入学金の負担軽減のため、入学支援修了一時金が支給される。

③ 子ども・若者の自立に向けた支援

子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことが出来るよう、自立に向けた支援を行います。

No	主な取組	所管課	備考
135	多様な進路・職業選択を推進する指導の実施	学校教育課	再掲
136	ロールモデルに関する講話等の実施	学校教育課	再掲

施策の方向(2)高齢者、障がい者、外国人、子ども等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化が進展する中で、高齢者が社会から孤立することなく、地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、学習機会の提供や社会参加の取組を促進します。また、障がい者、外国人、子ども等や、困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるようにするために、一人ひとりの生活実態や意識、身体機能等の違いに配慮した施策等を展開するとともに、社会全体が多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進めます。

具体的施策

① 高齢者の社会参画に対する支援

高齢者の社会参画に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進します。

No	主な取組	所管課	備考
137	シルバー人材センターの活動支援	長寿・障害福祉課	
138	老人クラブの活動支援	長寿・障害福祉課	
139	高齢者に対する学習機会の提供	社会教育課	
140	介護保険ボランティア制度事業の実施	長寿・障害福祉課	
141	地域のひろば推進事業の実施	長寿・障害福祉課	再掲

② 高齢者の生活自立支援

高齢者の日常生活の自立支援を推進します。

No	主な取組	所管課	備考
142	ミニティバス等の効果的な運行	地域政策課	
143	高齢者に配慮した公共建築物のバリアフリー化の促進	建築住宅課 教育総務課	担当課の追加
144	認知症高齢者支援の推進		
145	地域生活配食事業の実施	長寿・障害福祉課	
146	相談体制の充実	長寿・障害福祉課	新規掲載
147	成年後見制度の普及啓発	長寿・障害福祉課	新規掲載

重点課題 6

③ 家族介護の負担軽減

介護知識・技術の普及を図り、主に女性が担っている家族介護の負担軽減を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
148	家族介護者等の負担軽減のための支援	長寿・障害福祉課	
149	介護に関する情報提供及び相談体制の充実	長寿・障害福祉課	

④ 障がい者に配慮した自立支援と生活環境の整備

障がい者が必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスや相談支援を行います。また、障がい者への虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、虐待の背景に性別に起因する問題がないか留意し、相談・支援体制の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
150	障がい者の雇用・就労の促進に関する啓発	長寿・障害福祉課	
151	障がい者就労施設等からの物品等の調達推進	長寿・障害福祉課	
152	障がい者に配慮した公共建築物のバリアフリー化の促進	建築住宅課 教育総務課	
153	障害福祉サービスの充実	長寿・障害福祉課	
154	相談体制の充実	長寿・障害福祉課	
155	障がい者への虐待防止のための普及啓発	長寿・障害福祉課	
156	成年後見制度の普及啓発	長寿・障害福祉課	再掲

⑤ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

外国人が就労、住宅、教育、夫婦・家族関係、近所付き合いなどで様々な問題を抱え、地域で孤立化しないように、同じ境遇である者同士が交流したり、地域の日本人と相互に文化や風習を学び合えたりする機会づくりを促進します。

No	主な取組	所管課	備考
157	外国人の人権に関する啓発	市民課	
158	国際理解に関する交流の場の実施	市民活動推進課	
159	外国人のDV被害者からの相談への対応	こども・くらし相談センター	
160	国際理解教育の充実	学校教育課	

⑥ 子どもに対する暴力・虐待等の根絶

子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備、予防・啓発等の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
161	子どもに対する暴力根絶に向けた広報啓発	こども・くらし相談センター	再掲
162	家庭児童相談員等による相談対応	こども・くらし相談センター	再掲

重点課題 6

⑦ 防犯・安全対策の強化

子どもに対する犯罪等の被害を防止するため、学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境整備を促進します。

No	主な取組	所管課	備考
163	防犯灯、安全灯の整備	安心安全課	
164	防犯パトロール等の実施	安心安全課	

⑧ その他困難な状況に置かれている人々への支援

生活上の様々な困難に直面している人々への支援を行います。

なお、いわゆるヤングケアラー*への支援については、国や県の動向を注視し、関係部署や関係機関で緊密に連携しながら、適切に対応します。

No	主な取組	所管課	備考
165	人権相談・女性の人権ホットラインの周知・広報	市民課	再掲
166	民生委員・児童委員活動事業の実施	保健福祉政策課	
167	生活困窮者への相談と支援の実施	こども・暮らし相談センター	再掲

*ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

重点課題7

男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進



【現状と課題】

社会経済情勢の変化に伴い、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの現場である地域社会を取り巻く状況も複雑化し、住民連帯感や地域社会への帰属意識の希薄化、少子高齢化・**人口減少**・過疎化の進行により活動が困難となっている地域が存在する等、多くの課題を抱えています。

こうした多様化・複雑化する地域課題を解決し、自治会等地域コミュニティ*の活動を活力ある持続可能な地域社会の実現につなげるためには、性別に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要です。

2021(令和3)年度に実施した市民意識調査によると、地域社会における男女の地位の平等感について「不平等な点がある」と回答した人の割合が **53.2%**と約半数の方が不平等を感じている結果となっています。また、女性が社会活動や地域活動に参画していく上で必要なこととして、一番多い回答は「男女が共に参画し、協力し合える活動内容にする」であり、約半数がそう答えていた状況です。

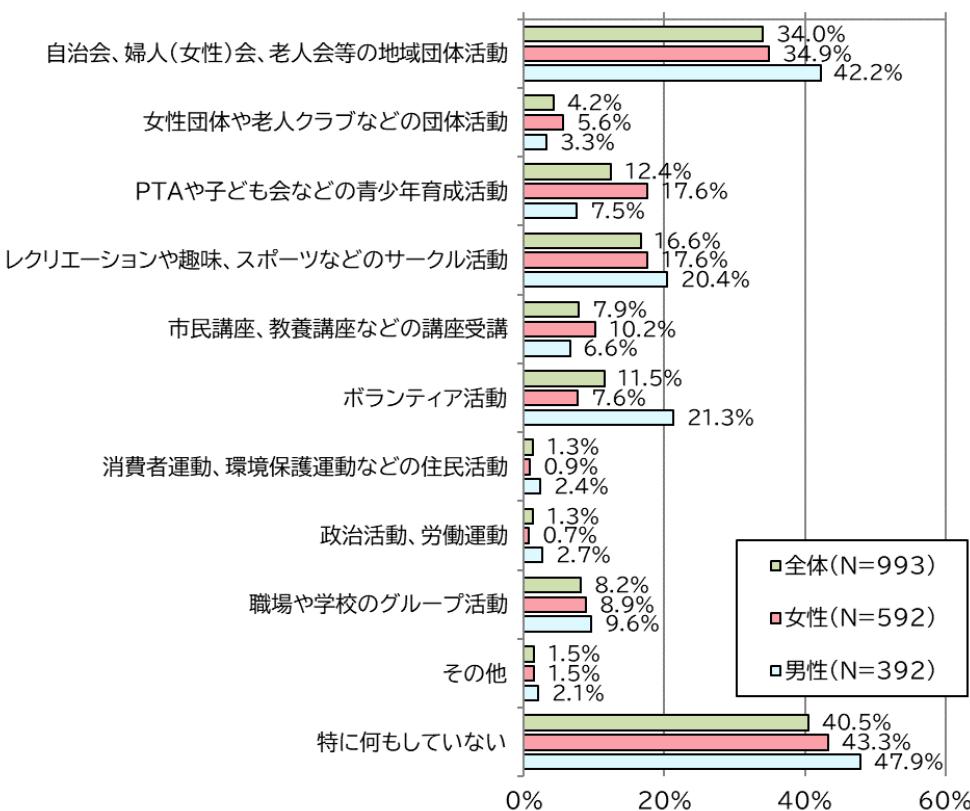
このようなことから、地域における男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要があります。

また、東日本大震災等の検証により災害発生という非常事態における緊急時には、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男性中心で物事が決められ、性別で異なるニーズが把握されず、被災者を更に困難な状況に追い込んでしまうことなどの問題に明らかになってきています。そのため、男性中心の防災分野へ女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

*地域コミュニティ

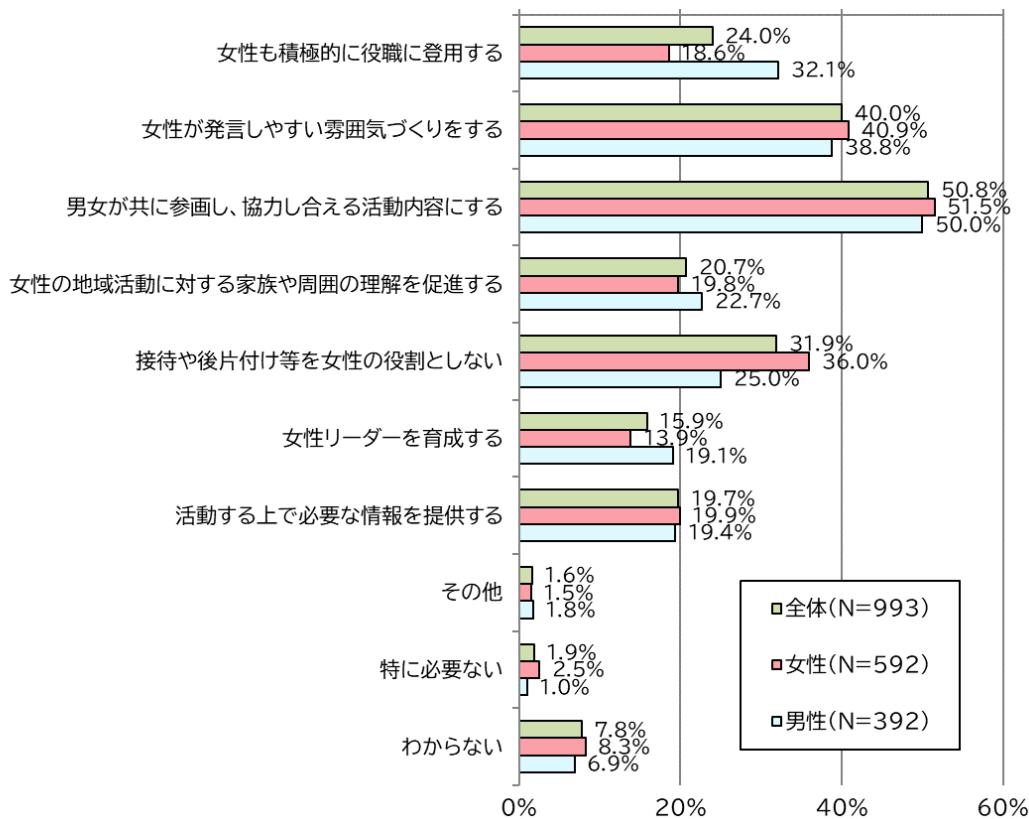
住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区画とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定される。(国の第4次男女共同参画基本計画)

◆社会活動・地域活動への参加状況



資料:2021(令和3)年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

◆女性が社会活動・地域活動に参画していく上で必要なこと



資料:2021(令和3)年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向(1)地域社会における男女共同参画の推進

地域で男女共同参画を推進する人材の育成や男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりに関する学習機会を提供し、女性や若年層をはじめとした多様な人材の参画を促進します。

具体的施策

① 地域コミュニティ活動における固定的性別役割分担意識の解消

地域コミュニティにおいて、性別による固定的な役割分担意識の解消するための意識啓発を推進し、自治会等の役員への女性の登用を促進します。

No	主な取組	所管課	備考
168	男女共同参画に関する地区別セミナー等の開催	市民課	再掲

② 地域コミュニティ活動に関わるきっかけづくり

市民一人ひとりが地域の課題解決に積極的に取り組む契機となるよう情報提供等の支援を行います。

No	主な取組	所管課	備考
169	ボランティア活動の推進	社会教育課	

③ 地域コミュニティ活動への参加促進のための活動支援

地域の住民が連携して自らの地域の課題を解決できるよう男女共同参画の視点を活かした様々な支援を行います。

No	主な取組	所管課	備考
170	自治会への加入促進	市民活動推進課	
171	地域まちづくり支援事業の実施	市民活動推進課	
172	地区活性化支援事業の実施	市民活動推進課	
173	市民活動支援事業の実施	市民活動推進課	

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った防災体制づくり及び環境問題の取組の推進

災害発生という非常事態における緊急対応には、日常における性別による固定的な役割分担意識が顕在化しがちです。その背景には、平時における防災の検討や避難所運営など災害の現場における意思決定に女性が参画していないことが挙げられます。

このような問題を解決し、地域における生活者の多様な視点を反映した地域の防災力の向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する取組を推進します。

また、気候変動問題等の環境問題への対応についても、方針決定過程への女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点に立った取組を行う必要があります。

具体的施策

① 防災分野における女性の参画拡大

防災分野における女性の参画を拡大します。

No	主な取組	所管課	備考
174	防災会議への女性の参画の拡大	安心安全課	
175	消防吏員の女性受験者拡大に向けた取組	消防局	
176	女性消防団員の確保に向けた取組	消防局	

② 男女共同参画の視点に立った防災及び災害対応

一人ひとりのニーズの違い等男女双方の視点に配慮するため、男女共同参画の視点に立った防災及び災害対策を推進します。また、防災出前講座など高等教育機関で実施してもらえるか検討します。

No	主な取組	所管課	備考
177	防災に関する知識の普及及び自主防災訓練への支援	安心安全課	
178	避難所等への市女性職員の配置	安心安全課	
179	男女共同参画の視点に立った避難所運営の研修	市民課	

③ 環境政策・方針決定過程への女性の参画拡大

持続可能な社会の実現に向けて、気候変動問題等の環境問題への対応において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、具体的な取組に男女共同参画の視点が反映されるように取り組むことが重要です。

なお、新たな取組であることから、国や県の施策を注視し、主な取組を決定することとします。

第5章 計画の進捗

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

男女共同参画の推進に関する取組はあらゆる分野にわたることから、全庁的な施策の展開を図ることが重要です。そのため、霧島市では次のような推進体制のもとで本計画を実行します。

① 霧島市男女共同参画推進連絡会議

男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進を行う庁内組織であり、市民環境部を担当する副市長を会長、教育長を副会長としています。

また、推進連絡会議の下に、市民課長を会長、関係各課長を幹事とした「幹事会」が置かれ、男女共同参画に関する施策の具体的な事項を審議しています。

推進連絡会議や幹事会を開催することにより、全庁的な情報の共有と連携を進めるとともに、推進状況の内部的な評価と検証ができるよう、機能の強化を図ります。

② 霧島市DV被害者庁内連絡調整会議

DV被害者の保護に関し、迅速かつ円滑な連携を図る組織であり、保健福祉部長を会長とし、関係課長を構成員としています。

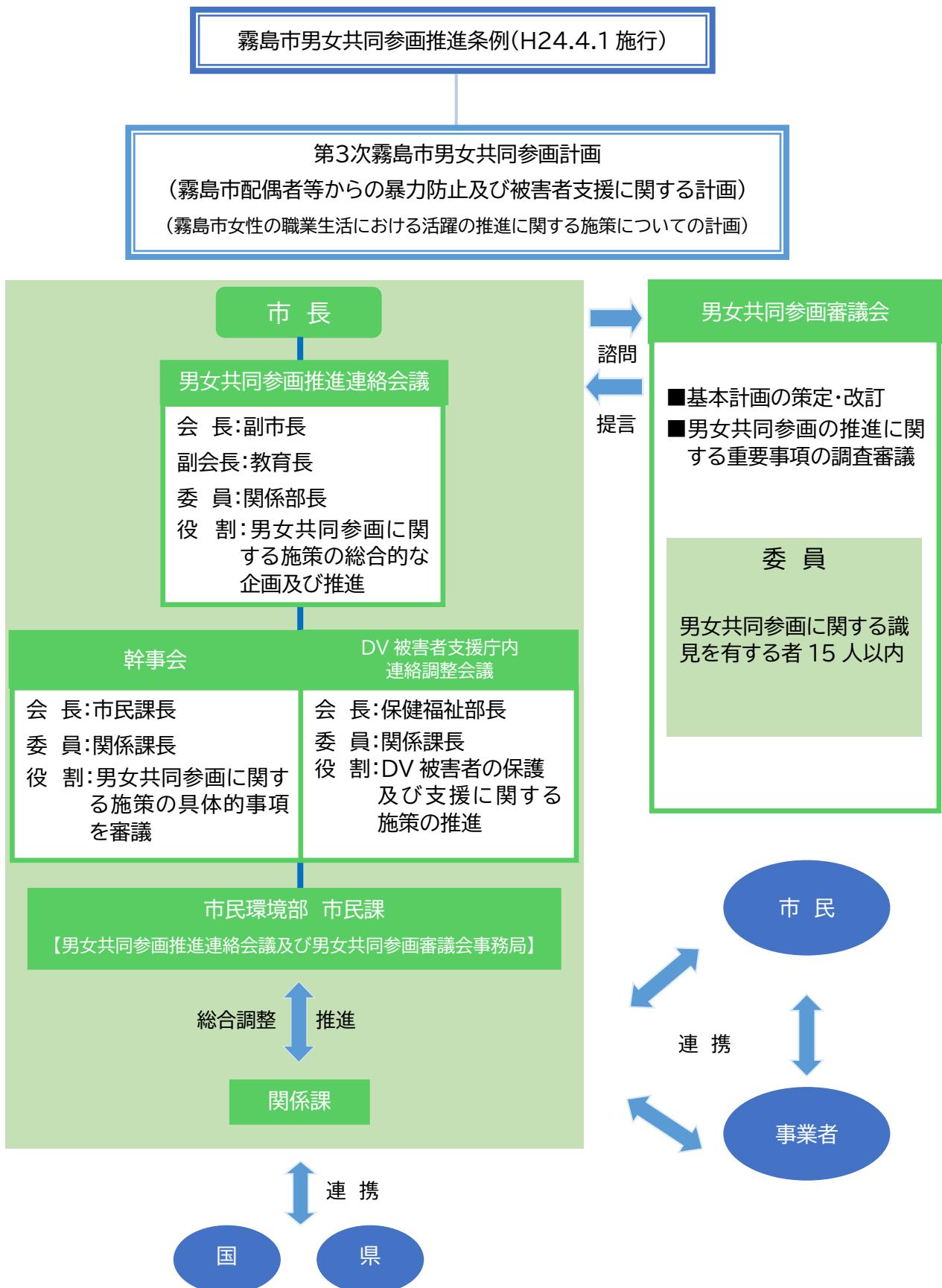
③ 霧島市男女共同参画審議会

霧島市男女共同参画推進条例第 21 条に基づき、基本計画その他の男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置しています。施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べることができると規定されていることから、審議会の意見が市の施策等に十分に反映されるよう、体制を整備します。

(2) 市民や事業者、民間団体、他自治体等との連携

市民や事業者の主体的な取組を支援し、ともに協力し合うとともに、国や県、他の地方公共団体、民間団体等との幅広い連携を推進します。

男女共同参画の推進に向けた推進体制



2 計画の進行管理

(1) 数値目標の設定

男女共同参画の推進に関してどの程度進んだのか検証するため、さらに、各分野における取組の推進力となるよう、重点課題ごとに数値目標を設定します。

重点課題 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
1	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に同感できない人の割合	市民課	64.0%	2022	69.0%	2027

重点課題 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
2	子ども向けの男女共同参画講座の延べ実施数	市民課	22回	2022	42回	2027
3	男女共同参画に関する講座等を実施した公立小中学校の割合	市民課	47.9%	2022	60.0%	2027
4	市が開催する人権に関わる講演・研修会に参加した市民の人数	市民課 社会教育課	4,865人	2022	6,000人	2027

重点課題 3 一人ひとりがともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
5	市職員のうち課長補佐・係長級の女性の割合	総務課	15.8%	2022	25.0%	2027
6	審議会等への女性登用率	市民課	29.6%	2021	40.0%	2027
7	家族経営協定締結数	農政畜産課	64件	2021	70件	2027
8	創業相談件数のうち女性の割合 (市創業支援センター)	商工振興課	43.8%	2021	45.0%	2027
9	「社会全体として、女性が働きやすい状況にある」と思う市民の割合	市民課	51.0%	2021	56.0%	2027
10	市職員のうち男性の育児休業取得率	総務課	10.5%	2021	30.0%	2027

重点課題 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
11	「DVを受けたことがある」人の割合(過去1年間)	市民課	0.81%	2021	0.67%	2027
12	DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	市民課	64.9%	2021	75.0%	2027

重点課題 5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
13	子宮がん検診受診率 (20歳～69歳)	健康増進課	8.3%	2021	13.3%	2027
14	乳がん検診受診率 (40歳～69歳)	健康増進課	11.4%	2021	11.6%	2027
15	妊娠・出産について満足している市民の割合	健康増進課	93.0%	2021	95.0%	2027
16	運動習慣のある者の割合 ①(20歳～64歳)	健康増進課	47.7%	2021	52.7%	2027
	運動習慣のある者の割合 ②(65歳以上)	健康増進課	65.8%	2021	70.8%	2027

重点課題 6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
17	こども・くらし相談センターにおける「自立支援計画」の作成件数	こども・くらし相談センター	23 件	2021	25 件	2027
18	地域のひろば推進事業実施件数	長寿・障害福祉課	94 件	2021	130 件	2027
19	障害者自立支援事業のうち就労継続支援を利用している実人数	長寿・障害福祉課	666 人	2021	930 人	2027

重点課題 7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
20	県男女共同参画地域推進員	市民課	6 人	2022	6 人	2027
21	自治会長に占める女性の割合	市民活動推進課	11.0%	2022	13.5%	2027
22	まちづくり活動に参加している市民の割合	市民活動推進課	58%	2021	64%	2027

(2) 年次報告の公表

男女共同参画の進捗状況及び施策の実施状況を把握するため、霧島市男女共同参画条例第15条に基づき年次報告を作成し、これを公表します。

資料編

■ 諸問書

■ 答申書

■ 霧島市男女共同参画審議会委員名簿

区分	選出団体等	氏 名
事業者 (2人)	霧島商工会議所	高木 治邦
	あいら農業協同組合	上荒磯 誠
教育 (2人)	霧島市PTA連絡協議会	宇治 健太郎
	霧島市教頭会	恵 正幸
地域 (3人)	霧島市民生委員児童委員 協議会連合会	立山 早美
	霧島市自治公民館 連絡協議会	赤池 勇一郎
	鹿児島県男女共同参画 地域推進員	日高 嘉子
人権 (1人)	霧島人権擁護委員協議会	池田 裕子
子育て (1人)	霧島市保育協議会	中村 初美
学識経験者 (2人)	志學館大学法学部 名誉教授	岩橋 恵子
	公益財団法人日本女性学習財団 キャリア支援デザイナー	山口 真理
公募 (2人)		最勝寺 妙
		大村 祥恵

■男女共同参画社会基本法 (平成 11 年6月 23 日法律第 78 号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十
八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることのかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進について行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内を

- もって組織する。
(議長)
- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。
(議員)
- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)
- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)
- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。
- 附 則
(施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。
(経過措置)
- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
(総理府設置法の一部改正)
- 第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕
- 附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕
(施行期日)
- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 [略]
 - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)
- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 一一十 [略]
 - 十一 男女共同参画審議会
 - 一二～五十八 [略]
(別に定める経過措置)
- 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
- 附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕
(施行期日)
- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

■女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する 条約

昭和54年(1979年)12月18日
国際連合総会で採択

昭和60年(1985年)6月25日 日本国批准

同年7月25日 我が国について条約の効力発生

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負つていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と同等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを

確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平

等を基礎として人権及び基本的自由行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子

に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十一条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 繙続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含

- む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別の解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての

適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及

び責任

- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 周童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するためには、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われるここと並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自國が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しつつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これ

らの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受けれる。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関する

この条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目に日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目に日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成13年4月13日法律第31号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)

第四章 保護命令(第十条一第二十二条)

第五章 雜則(第二十三条一第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けれる身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配

- 配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行ふものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。
- 第三章 被害者の保護**
(配偶者からの暴力の発見者による通報等)
- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二

項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
- (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令
(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過するまでの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

しゆう

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるとときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないと

- き又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。**
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
(迅速な裁判)
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。**
(保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。**
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
(保護命令の申立てについての決定等)
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。**
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。**
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗

- 告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならぬ。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)
- 第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)
- 第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に

関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方には、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働

- 大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
(国の負担及び補助)
- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。**
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用
- 第五章の二 補則**
(この法律の準用)
- 第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。**

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

及び第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年9月4日法律第64号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雜則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継

続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一體的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前

項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができます。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性

の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行つたものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項」とあるのは「次項」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく

措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいざれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいざれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の

職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。
(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするために、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
一 一般事業主の団体又はその連合団体
二 学識経験者
三 その他当該関係機関が必要と認める者
4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

。(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育

児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十二条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十二条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

■霧島市男女共同参画推進条例 (平成24年3月29日条例第5号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 男女共同参画を推進するための基本的施策(第10条—第20条)
- 第3章 霧島市男女共同参画審議会(第21条—第27条)
- 第4章 雜則(第28条)
- 附則

我が国は、日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等が保障され、男女平等の実現に向けて、国際的な連携のもと、法令の整備をはじめとする取組が行われてきた。わたしたちのまち霧島市においても、これまで、国、県等の動向を踏まえつつ、平成20年3月に「霧島市男女共同参画計画」を、平成22年3月には、県内の市町村では初めてとなる「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組を積極的に展開してきた。

しかしながら、今なお、女性に対する暴力、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく慣行などが依然として存在し、個人が自立した人間として発達する可能性が性別により制約されており、眞の男女平等の達成のためには、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、霧島市が将来にわたり豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女がお互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画をより一層推進していく必要がある。

わたしたちは、ここに、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、その取組を、市、市民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の実施に関する必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会について、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利であるか

を問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることができる環境整備に向けた社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意識が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。
- (6) 社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と地域及び家庭における

活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他の社会のあらゆる教育及び学習に携わる者は、教育及び学習が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育及び指導を行うよう努めるものとする。

(阻害行為の禁止)

第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシャル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及びドメスティック・バイオレンスを助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、霧島市男女共同参画審議会の意見を聞くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるものとする。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に資するよう配慮するものとする。

(広報活動)

第13条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を検証し、その結果を公表するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第16条 市は、附属機関等の委員の委嘱を行う場合には、当該委員の男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

(市民への支援)

第17条 市は、市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援等)

第18条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、必要があると認めるときは、男女共同参画の状況について報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

2 市は、事業者のうち、農林水産業、商工業その他の分野の自営業における男女共同参画を推進するため、これらに従事する男女に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(防災の分野における男女共同参画の推進)

第19条 市は、男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興を含む。)体制を確立するよう必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第20条 市は、性別による差別的取扱い、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を妨げる行為に関し、市民及び事業者から相談があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者から苦情の申出があった場合には、問題解決に向けた必要な措置を講ずるものとする。

第3章 霧島市男女共同参画審議会

(設置等)

第21条 第11条第2項に規定する事項を行うほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要な事項の調査審議を行うため、霧島市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するものとする。

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、市民環境部市民課において処理する。

(審議会への委任)

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第4章 雜則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている霧島市男女共同参画計画は、第11条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

附 則(平成31年2月27日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

■霧島市男女共同参画推進連絡会議設置要綱 (平成17年12月1日告示第166号)

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的推進を図るために、霧島市男女共同参画推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 関係部課等の男女共同参画に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) 霧島市男女共同参画審議会からの提言に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

2 連絡会議に、会長及び副会長を置く。
3 会長は市民環境部を担当する副市長とし、副会長は教育長とする。
4 連絡会議に、前条の所掌事務に関する調査研究をし、具体的な事項を審議検討するため、霧島市男女共同参画推進連絡会議幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

(会長の職務等)

第4条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理し、會議の議長となる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(會議)

第5条 連絡会議の會議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会の会長は、市民課長とする。

2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会の会長は、幹事会を代表し、会務を総理し、會議の議長となる。

4 幹事会の会議は、幹事会の会長が必要に応じて招集する。

5 幹事会の会長は、必要があると認めたときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議及び幹事会の庶務は、市民環境部市民課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第68号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日告示第71号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月27日告示第448号)

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第70号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第83号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第73号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第84号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月28日告示第255号)

この告示は、平成24年8月28日から施行し、改正後の霧島市男女共同参画推進連絡会議設置要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月31日告示第91号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第88号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第92号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月29日告示第174号)

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第91号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第69—4号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

連絡会議
副市長
教育長
総務部長
市政推進特任部長
企画部長
市民環境部長
保健福祉部長
農林水産部長
商工観光部長
建設部長
消防局長
上下水道部長
教育部長

別表第2(第6条関係)

幹事会
総務課長
秘書広報課長
安心安全課長
企画政策課長
市民活動推進課長
市民課長
保健福祉政策課長
子育て支援課長
こども・くらし相談センター所長
長寿・障害福祉課長
健康増進課長
農政畜産課長
商工振興課長
建築住宅課長
学校教育課長
社会教育課長

■霧島市DV被害者支援庁内連絡調整会議設置要綱

別表(第4条関係)

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)に基づき、本市における配偶者からの暴力の被害者の保護(自立支援を含む。)に関し、迅速かつ円滑な連携を図るため、霧島市DV被害者支援庁内連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) DV 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)
- (2) DV被害者 配偶者からの暴力を受けた者(DV防止法第1条第2項に規定する被害者)

(所掌事務)

第3条 連絡調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) DV被害者の保護及び支援に関する施策の推進及び連絡調整を図ること。
- (2) その他DV被害者の保護及び支援に関すること。

(組織)

第4条 連絡調整会議は、会長及び別表に掲げる職にある者をもって組織とする。

2 会長は保健福祉部長とする。

(会長の職務等)

第5条 会長は、連絡調整会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 連絡調整会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 連絡調整会議の庶務は、保健福祉部こども・くらし相談センターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

市民課長
生活福祉課長
子育て支援課長
こども・くらし相談センター所長
長寿・障害福祉課長
保険年金課長
健康増進課長
建築住宅課長
学校教育課長

■DV被害者の霧島市営住宅への入居に関する要綱 (平成19年1月22日告示第10号)

(目的)

第1条 この告示は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者を霧島市営住宅(以下「市営住宅」という。)に優先入居させることにより、その居住の安定を図るとともに自立の支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) DV被害者 DV法第1条第2項に規定する被害者(同法第28条の2に規定する被害者を含む。)

(2) DV法所管課 霧島市役所でDV法を所管する課

(入居形態)

第3条 DV被害者の市営住宅への入居は、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第277号。以下「条例」という。)第9条第2項に規定する優先入居とする。

(入居対象者)

第4条 市営住宅への優先入居の対象者は、DV被害者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) DV法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(2) DV法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(入居対象者の確認)

第5条 市営住宅への入居を希望するDV被害者から相談を受けた市の機関は、DV法所管課にその旨を連絡する。

2 DV法所管課は、当該被害者が前条に規定する入居対象者に該当するかを婦人相談所等関係機関に確認し、その結果を建築住宅課に通知する。

(入居の決定)

第6条 入居決定は、市長がDV被害者の希望等を勘案した上で行う。

2 入居決定者が決定された市営住宅への入居を正当な理由なく拒否した場合には、入居の決定を取り消すことができる。

3 入居する市営住宅の規格は、条例第6条第2項によるものとする。

4 この告示の規定による優先入居戸数は、市営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しない範囲内とする。
(入居資格等)

第7条 この告示の規定による市営住宅への入居者については、条例第6条第1項に掲げる諸条件を具备する者でなければならない。

(入居の手続)

第8条 入居の手続は、条例第11条の規定によるものとする。

2 入居に際しては、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年霧島市規則第208号)

第3条第1項及び第2項に規定する書類のほか、次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。

(1) 第4条第1号に該当することを証する書面(別記様式)

(2) 地方裁判所が保護命令を発したことを証する書面

(収入認定)

第9条 収入認定に際しては、入居者に離婚の意思がある場合、離婚が成立していないても婚姻関係が解消されたものとみなして取り扱うことができる。

2 前項の確認のため、入居者本人から申立書又は離婚調停中であることを証する書類等を徴することができる。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第91号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式

(第8条関係)省略